

# 令和2年度 第2回小田原市総合教育会議

日時：令和2年11月13日（金）

午後1時15分から午後3時30分まで

場所：小田原市役所 大会議室

## 次 第

- 1 あいさつ（午後1時15分～）
  
- 2 講 義（講師：東京未来大学 子ども心理学部 准教授 小林 祐一 氏）
  - (1) 家庭教育支援について（午後1時25分～午後2時10分）  
【資料1】【資料1-1】～【資料1-6】
  
- 3 議 題
  - (1) 家庭教育支援について（午後2時10分～午後3時20分）  
【資料2-1】～【資料2-3】
  
- 4 その他（午後3時20分～午後3時30分）

## 小田原市総合教育会議名簿

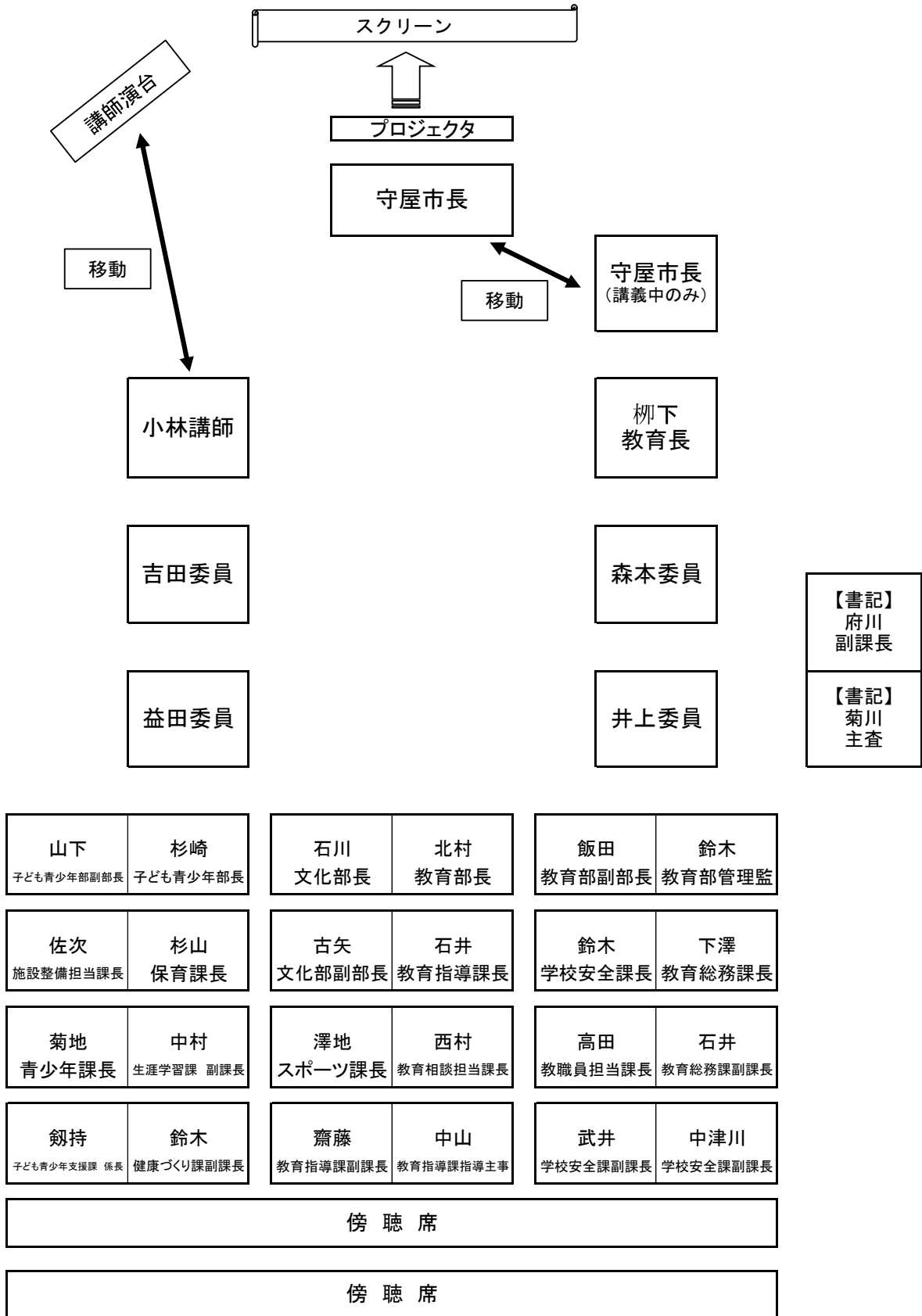
(敬称略)

氏 名	所 属 等
守屋 輝彦	小田原市長
柳下 正祐	小田原市教育長
吉田 眞理	教育長職務代理者
森本 浩司	教育委員
益田 麻衣子	教育委員
井上 孝男	教育委員

小林 祐一	<p>(講師・アドバイザー) 東京未来大学 子ども心理学部 准教授</p> <p><b>【経歴】</b> H12年 千葉大学大学院修士課程修了 H13年 東京都公立小学校教諭 H22年 東京学芸大学教職大学院修了 H22年 東京都北区教育委員会指導主事 H26年 沖縄女子短期大学専任講師 H30年 現職</p> <p><b>【委員】</b> ・東京学芸大学教職大学院運営協議会委員 ・沖縄県浦添市「学校・家庭・地域・の連携協力推進事業」運営委員会副委員長</p>
-------	--

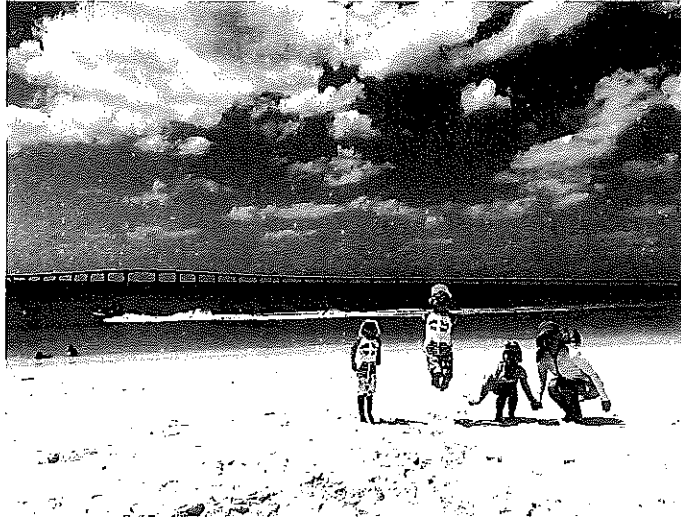
令和2年度 第2回小田原市総合教育会議 席次

令和2年11月13日(金)13:15～  
小田原市役所 7階 大会議室



# 家庭教育支援について考える

第2回 小田原市 総合教育会議



東京未来大学こども心理学部  
2020.11.13 小林祐一

## 自己紹介

- 東京都大田区蒲田生まれ池上育ち
- 教員時代→葛飾区・新小岩駅
- 結婚、子育て
  - 東京都大田区　　・大森・西大井駅
  - 神奈川県川崎市・武蔵小杉駅
  - 沖縄県与那原町・西原町
- 現在：千葉県柏市・増尾駅(東武野田線)

## 1. 家庭教育支援への行政の役割

### (1) 前回の会議を振り返る（会議録より）

- 「この地域(小田原市)だからこそ」
- 「チャレンジしていく」
- 「やっているけどバラバラ」
- 「社会的自立」
- 「親支援の充実」

3

## 1. 家庭教育支援への行政の役割

### (2) 小田原市の施策

- おだわらっ子の約束 : H19
- 小田原市教育大綱 : H28-31
- 小田原市学校教育振興基本計画 : H30-34
- 小田原市子ども・子育て支援事業計画 : H27-31  
第2期子育て安心都市小田原 : R2-6 (H32-36)

4

## 1. 家庭教育支援への行政の役割

### (3) 他県の事例～沖縄県の場合

- 沖縄県教育大綱 H29
- 沖縄県教育振興基本計画H29-R3
- 子ども・子育て支援事業支援計画  
「黄金っ子応援プラン」 H27-32
- 家庭教育支援推進計画 H26-30  
「“家～なれ～”運動」

5

## 1. 家庭教育支援への行政の役割

### (3) 他県の事例～沖縄県の場合

#### ① 家庭と学校、地域の連携

→ 浦添市 「学校ボランティア」

#### ② 家庭と幼児教育施設

→ 豊見城市 「結節点・結集点」

#### ③ 家庭と社会・企業・大学

→ 与那原町 「くるくるまち」

6

## 2. 家庭教育支援条例の意義と有効性

### (1) 先進事例(2013-17)から学ぶ7つの問題点

- ①「現状認識や課題、目標が類似している」
- ②「現状を判断する根拠が明らかでない」
- ③「保護者の様々なレベルの多様性の考慮」
- ④「祖父母の役割の根拠が不明確」
- ⑤「望ましい親の在り方の画一性」
- ⑥「子どもの人生選択の可能性と多様性」
- ⑦「条例制定の必要性」

※友野清文氏「改訂教育基本法制下における家庭教育の政策動向について」  
(昭和女子大学近代文化研究所発行「学苑」2018年3月)より作成

7

## 2. 家庭教育支援条例の意義と有効性

### (2) 先進事例から学ぶ～豊橋市

「家庭教育を支援するための施策の  
実施状況報告書」(H30)

- ・方針、報告書、PDCA
- ・事業の整理 (課題の抽出、ブラッシュアップ)
- ・新規事業 (家庭状況の多様性に配慮)

## 2. 家庭教育支援条例の意義と有効性

### (3) 事例から学ぶ～沖縄県

#### 家庭教育支援推進計画

「家～なれ～運動」

「親のまなびあい

プログラム」

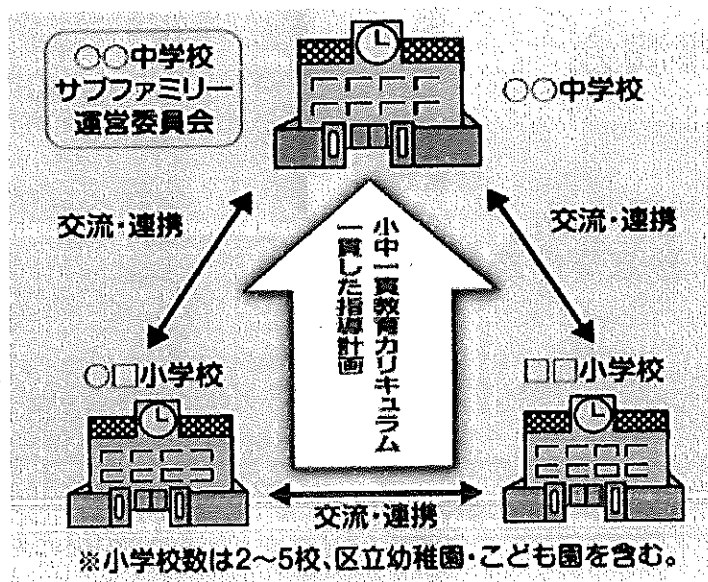


9

## 2. 家庭教育支援条例の意義と有効性

### (4) 事例から学ぶ～東京都北区

#### 「北区学校ファミリー構想」



10



## 2. 家庭教育支援条例の意義と有効性

### (5) 小田原市の目指す方向性は？

「変化の激しく先行きが不透明で、  
誰も予想ができないと言われる社会の到来」  
→ 新型コロナウイルスへの対応

「すこやかに子どもを育む環

子育て安心都市小田原」

→ SDGs、持続可能な地域社会の創造

11

## 3. 保護者へのアプローチ

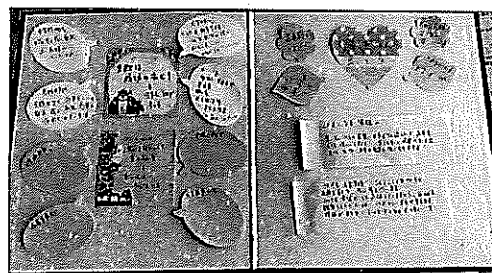
### (1) 参加型の研修会

鴨宮中学校PTA研修会

家庭教育講演会



令和2年度 家庭教育講演会 (第1回)  
～ コロナウイルスに負けず、希望を育む ～ **参加無料**  
新しい生活様式における  
**家庭教育のあり方**  
日時 令和2年  
**12月22日 (火)**  
10:00～12:00 (受付: 9:30 前)  
【講師】  
小林 祐一氏  
東京未来大学  
こども心理学 准教授  
第1回内容 「持続可能な社会の実現をめざして  
親が子どもに語る未来への道」



人生のアルバム

12

### 3. 保護者へのアプローチ

#### (2) おだわらっ子の約束と行動目標

我が家の場合は？

何を重視する？

例)

道徳の

価値項目

#### おだわらっ子の約束

- 一 早寝 早起きして 朝ご飯を食べます
- 二 明るく笑顔であいさつします
- 三 「ありがとう」「ごめんなさい」を言います
- 四 人の話をきちんと聞きます
- 五 もったいないことをしません
- 六 どんな命でも大切にします
- 七 決まり 約束を守ります
- 八 人に迷惑をかけません
- 九 優しい心で みんなと仲良くします
- 十 「悪い」とは悪い「よい」と言ふの態度をもちます

おだわらっ子は、この約束を守り、幸せになれます。  
おだわらっ子は、この約束を守り、幸せになれます。  
おだわらっ子は、この約束を守り、幸せになれます。

### 3. 保護者へのアプローチ

#### (3) おだわらっ子の約束と行動目標

～とらえなおし、新たな価値づけ  
(科学的根拠、SDGs、withコロナ)

地域

未来を創るたくましい子ども

命

(おだわらっ子の約束)

信 頼

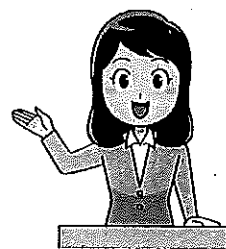
考・命・健・愛・夢

保護者の子育ての心得

### 3. 保護者へのアプローチ

#### (3) 私的アイデア

- 朝会講話♪



学校訪問、子ども達に直接語る

- 夢実現プロジェクト♪

夢をもつ



夢に向かう

夢を応援する



## 家庭教育支援について考える

### <まとめ>

- 目的：「指導」ではなく「支援」
- 内容：小田原市ならではのものを
- 方法：市民参加型  
あるものを生かす  
インパクト・メッセージ



小田原市  
孝  
育  
大  
系  
岡



## 基本目標

### 一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばすひとづくり

それぞれが持って生まれた命を尊重し、その資質を伸ばし、輝かしく花開き、実を付けるためのひとづくりを目指します。

### 地域ぐるみで取り組む教育環境づくり

教育は未来を拓きます。豊かで輝かしい未来をつくるため、多くの市民が社会の構成員として責任を持って教育に関わることができる環境をつくりまします。

### 多様性を認め、活かしていく教育のまちづくり

ひとや地域が持つ多様性を認め、伸ばし、活かしていくことが大切です。豊かな歴史・文化・自然に恵まれた小田原の資源を教育に活かし、小田原の地ならではの教育スタイルを確立します。

#### 【重点方針】学校教育

変化の激しい社会を乗り越える「生き抜く力」を身に付けた「未来を拓くたくましい子ども」を、目指す子どもの姿として、本市の学校教育を推進します。

#### 【重点方針】学ぶ力

身に付けた知識や技能を使い、対話や体験を取り入れた学習を推進することで、学ぶ力を育みます。

#### 【重点方針】豊かな心

文化や芸術に触れ、本物に出会い、体験することで、多様な価値を認め、共感できる心を育てます。

#### 【重点方針】生活力

子どもの育ちを社会の中で支え、地域のひとびととの様々な交流や体験を通じて、子どもたちの生活力を育みます。

地域とともにある学校

学校を支える様々なコミュニティ

地域拠点としての学校

#### 【重点方針】コミュニティ・スクール

家庭・地域・学校が対等な立場で知恵を出し合い、諸課題を解決していくことで、地域とともにある学校づくりを進めます。

#### 【重点方針】就学前教育

子どもたちの自己肯定感を育み、社会性の基礎の習得及び基礎体力の向上を図るなど、就学前教育の充実に努めます。

# なで育てよう 教育の木

## 新しい風

新たな視点からの  
まちづくり活動

豊かで輝かしい未来へ

### 【重点方針】 健やかな体

様々なスポーツ活動や食育を通じて、  
社会を生き抜く体づくりを行うとともに、  
スポーツマンシップやフェアプレイの  
精神を学び、相手を尊重する心を養います。

### 学校

知  
学ぶ力

徳  
豊かな心

### 生き抜く力

個性・資質

体  
健やかな体

### 生活力

生活習慣  
社会規範  
基礎体力

### 【重点方針】 教育施設環境

誰もが安心して学べる豊かな教育  
施設環境の整備を進めます。

### 安心安全な教育環境の整備

コミュニティ・スクール  
(学校運営協議会)

### 小田原の豊かな自然・歴史・文化

### 家庭

学校関連コミュニティ

- ・PTA
- ・スクールボランティア
- ・放課後子供教室 等

### 地域

文化スポーツコミュニティ

- ・芸術文化団体 等
- ・スポーツ団体、クラブ活動 等

### 行政

福祉コミュニティ

- ・スクールソーシャルワーカー、民生委員児童委員
- ・放課後児童クラブ
- ・生活困窮世帯学習支援 等

### 社会

### 【重点方針】 家庭教育

家庭教育は、教育の土台となる生活力を  
養います。地域と連携しながら家庭教育  
への支援を行います。

# 基本目標



## 一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばすひとづくり

それぞれが持って生まれた命を尊重し、その資質を伸ばし、輝かしく花開き、実を付けるためのひとづくりを目指します

- ・教育施策の目標は、ひとそれぞれの命を尊重した上で、持って生まれた資質を最大限に伸ばすことにあります。教育を通じ、市民一人ひとりが喜びを持って生き、それぞれが輝けるための指導や支援を行います。
- ・家庭教育は育ちの基本です。しっかりとした社会生活を送れるよう、規範意識を育てるとともに、生活習慣・礼儀作法をはじめとする生活力を身に付ける家庭教育を大切にします。
- ・義務教育だけでなく、生涯教育を通じて、変化の激しい社会を乗り越える「生き抜く力」と、次の社会を支え、新しい社会を創り出す力を持ったひとを育てます。
- ・それぞれの成長発達に合わせ、家庭・地域・学校・行政がそれぞれ何をすべきか、何が実現できるのか、時宜を得た対応ができるよう、今後も継続的に検討し、教育施策として反映させていきます。



## 地域ぐるみで取り組む教育環境づくり

教育は未来を拓きます。豊かで輝かしい未来をつくるため、多くの市民が社会の構成員として責任を持って教育に関わることができる環境をつくります

- ・教育を取り巻く諸課題は、現代社会を映す鏡であり、学校教育だけで解決できるものではありません。教育に関わるひとたちだけでなく、様々なひとが、子どもの育ち、学びの場のあり方、求める人間像、教育を支える社会のあり方などについて、多様な視点から総ぐるみで議論し、小田原の教育について考え、実現させていきます。
- ・すべての市民、すべての児童生徒が楽しく生き生きと学べる学習環境の実現に向け、市民が総ぐるみで取り組んでいける地域の姿を確立していきます。



## 多様性を認め、活かしていく教育のまちづくり

ひとや地域が持つ多様性を認め、伸ばし、活かしていくことが大切です。豊かな歴史・文化・自然に恵まれた小田原の資源を教育に活かし、小田原の地ならではの教育スタイルを確立します

- ・ひとそれぞれがもつ個性や多様性を認め、それを伸ばし、活かしていくことで、ひとやまちの可能性を広げます。
- ・障害のある者となない者が可能な限り共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育）の実現を目指し、児童生徒それぞれの教育的ニーズに対し、自立と社会参加を見据えながら、最適な指導を行うための多様で柔軟な仕組みづくりを進めます。
- ・豊饒の森、豊饒の海を持つ小田原という土地に、しっかりと根を張る教育を行うことで、たくましい心と体、郷土を愛し大切にすることを育みます。
- ・小田原には、それぞれの地域に歴史・伝統・文化があり、街並み、産業構造、住民の気質も少しずつ異なります。こうした地域の差を「多様性」として捉え直し、それぞれの学校・地域同士が交流し、互いを学ぶことにより、小田原ならではの多様な育ちの場として教育に活かしていきます。
- ・二宮尊徳など地域の偉人から学ぶなど、小田原の地域性や歴史を活かした教育を行います。

# 重点方針

## 学ぶ力



身に付けた知識や技能を使い、対話や体験を取り入れた学習を推進することで、学ぶ力を育みます

- ・知識や技能の習得に止まらず、対話的な学びや主体的な学びを重視し、体験学習や教員の一方的な講義形式の授業とは異なり、児童生徒の能動的な参加を取り入れた授業（アクティブラーニング）等を通じて、自然環境、実社会や実生活、地域と関わる学習を取り入れ、子どもたちの学習意欲を引き出します。
- ・情報化やグローバル化が急速に進む社会に対応できるひとを育てるため、地域社会と連携しながら、子どもたちの学びを育み、社会参画への意識を高めます。

## 豊かな心



文化や芸術に触れ、本物に出会い、体験することで、多様な価値を認め、共感できる心を育てます

- ・芸術文化に関するアウトリーチやワークショップ等での感動体験を通じて、創造力や表現力、豊かな感性やコミュニケーション能力を養うとともに、新たな文化の担い手を育てます。
- ・多様性を主体的に受け止め、異なる考えや価値観を尊重することができる心を養うなど、多文化共生社会やグローバル化に対応できるひとを育てます。

## 健やかな体



様々なスポーツ活動や食育を通じて、社会を生き抜く体づくりを行うとともに、スポーツマンシップやフェアプレイの精神を学び、相手を尊重する心を養います

- ・子どもから高齢者まで、スポーツに親しむことで、体力や運動能力の向上を目指すとともに、活力ある地域社会をつくります。
- ・豊かな自然を活かした野外学習等を通じて、勘（感）を培うとともに、体力の向上を図ります。
- ・食は、健康で豊かな生活を送るための基本であることから、種まきから収穫までの体験も踏まえた食育等を通じ、社会を生き抜く体づくりに取り組みます。

## 生活力



子どもの育ちを社会の中で支え、地域のひとびととの様々な交流や子ども体験を通じて、子どもたちの生活力を育みます

- ・地域や様々な市民の協力を得て、交流や体験活動など、健やかでのびやかな根をしっかりと張れるような教育環境づくりを進めます。
- ・放課後子ども教室や地域活動等への参加を促し、体験プログラムや交流プログラム、地域づくり体験や職業体験等を通じ、子どもの育ちにつながる能動的な力や生活力を育みます。



## 家庭教育



家庭教育は、教育の土台となる生活力を養います。地域と連携しながら家庭教育への支援を行います

- ・家庭における教育は、すべての教育の基礎となる生活習慣や食習慣、規範意識、基礎体力等の育成につながるものであることから、その力を高めることが求められています。
- ・家庭教育の重要性を見直し、「おだわらっ子の約束」の普及啓発をさらに進めるとともに、核家族化等により孤立しがちな子育て環境に広がりを持つことができるよう、地域等と連携しながら、家庭教育への支援を行います。

## 就学前教育



子どもたちの自己肯定感を育み、社会性の基礎の取得及び基礎体力の向上を図るなど、就学前教育の充実に努めます

- ・就学前教育は、学習や労働への意欲の向上、努力や忍耐力の育成等に有効とされています。子どもたちの貧困化率が高まる中、就学前教育の重要性を踏まえ、遊びや運動、スポーツ等を通じて子どもたちの基礎体力の向上に取り組むとともに、家庭と協力し、基本的な生活習慣や食習慣、自己尊重感を育みます。
- ・就学前における就学相談や就学支援を図るなど、就学前から、すべての家庭が安心して子育てできる環境を整備します。

## 学校教育



変化の激しい社会を乗り越える「生き抜く力」を身に付けた「未来を拓くたくましい子ども」を、目指す子どもの姿として、本市の学校教育を推進します

- ・本市の目指す「未来を拓くたくましい子ども」の実現を図るため、学校教育において、生きる土台としての「確かな学力」、様々なひととの関わりや体験活動などを通して得られる「豊かな心」、生涯を通して運動やスポーツに親しむことができる「健やかな体」の育成に努めます。
- ・連携教育の成果や課題を踏まえ、地域一体教育、幼保・小・中一体教育のさらなる充実にに向けた調査研究を行うとともに、質の高い教育活動を行うため、教職員への研修等の充実に図り、授業力や教師力の向上を目指します。

## コミュニティ・スクール



家庭・地域・学校が対等な立場で知恵を出し合い、諸課題を解決していくことで、地域とともにある学校づくりを進めます

- ・学校運営協議会等を通じて、家庭・地域・学校が対等な関係で連携・協働して、防犯や防災、いじめ防止、地域の諸課題を共有し、解決していくことにより、学校と地域がともに活気を帯び、豊かになるような学校運営を進めます。
- ・学校を地域コミュニティの拠点として位置付け、地域の様々な活動が統合される場、世代を超え、ひととひとを繋ぐ場となるような仕組みづくりに取り組んでいきます。
- ・災害に強いまちをつくるため、学校においても、自らの命を守るとともに、地域のために自分たちができることを考え、行動できる防災教育を推進します。

## 教育施設環境



誰もが安心して学べる豊かな教育施設環境の整備を進めます

- ・学校施設は、児童生徒が安全で快適に学習し、生活する場としての機能が求められることはもとより、災害時の広域避難所や今後の地域コミュニティの拠点としても活用されるものであることから、必要な改修等を計画的に推進するとともに、良好な教育環境の創出についても取り組んでいきます。



# わが家の行動目標!



## 1 早寝 早起きして 朝ごはんを食べます

- ① テレビの時間を決め、けじめのある生活をします。
- ② 好き嫌いせず、三食残さずしっかり食べます。
- ③ 自分のことは、自分でできるようにします。

わが家の ( ) 目標!

## 2 明るく笑顔であいさつします

- ① はきはきと、正しい言葉遣いであいさつします。
- ② 家族で朝「おはよう」のあいさつをします。
- ③ 学校、地域で、心のこもったあいさつをかわします。

わが家の ( ) 目標!

## 3 「ありがとう」「ごめんなさい」を言います

- ① 感謝の気持ちをもちます。
- ② 過ちは素直に認め、謝る気持ちを持ちます。
- ③ 「ありがとう」「ごめんなさい」が素直に言えることにもなります。

わが家の ( ) 目標!

## 4 人の話をきちんと聞きます

- ① 人の話をしっかり聞き、その場に合う言動がとれるようにします。
- ② 自分と異なる意見に耳を傾け、正しい考えや意見に従います。
- ③ 家族との会話を大切にします。

わが家の ( ) 目標!

## 5 もったいないことをしません

- ① 自然環境を考え、電気・水道など資源を無駄遣いせず、節約に努めます。
- ② みんなが使う物は丁寧に使用し、大切にします。
- ③ 物を大切にし、すぐに新しい物を欲しがらず、我慢します。

わが家の ( ) 目標!

## 6 どんな命でも大切にします

- ① 生き物を飼ったら、最後まで責任を持って育てます。
- ② 自然や動植物を大切に育てます。
- ③ 自分の命も人の命も大切にします。

わが家の ( ) 目標!



## 7 決まり 約束を守ります

- ① 家族や友達との約束を守ります。
- ② 学校や社会の決まりやルールを守ります。
- ③ 自他の権利を大切に、義務を果たします。

わが家の ( ) 目標!

## 8 人に迷惑をかけません

- ① 公共の場所でマナーを守ります。
- ② 人の嫌がることをしません。
- ③ 自分勝手な行動を慎みます。

わが家の ( ) 目標!

## 9 優しい心で みんなと仲良くします

- ① 相手の気持ちや立場に立って、行動します。
- ② 困っている人たちを助けます。
- ③ 家族や友だちを思いやり、大切にします。

わが家の ( ) 目標!

## 10 「悪いことは悪い」と言える勇気を持ちます

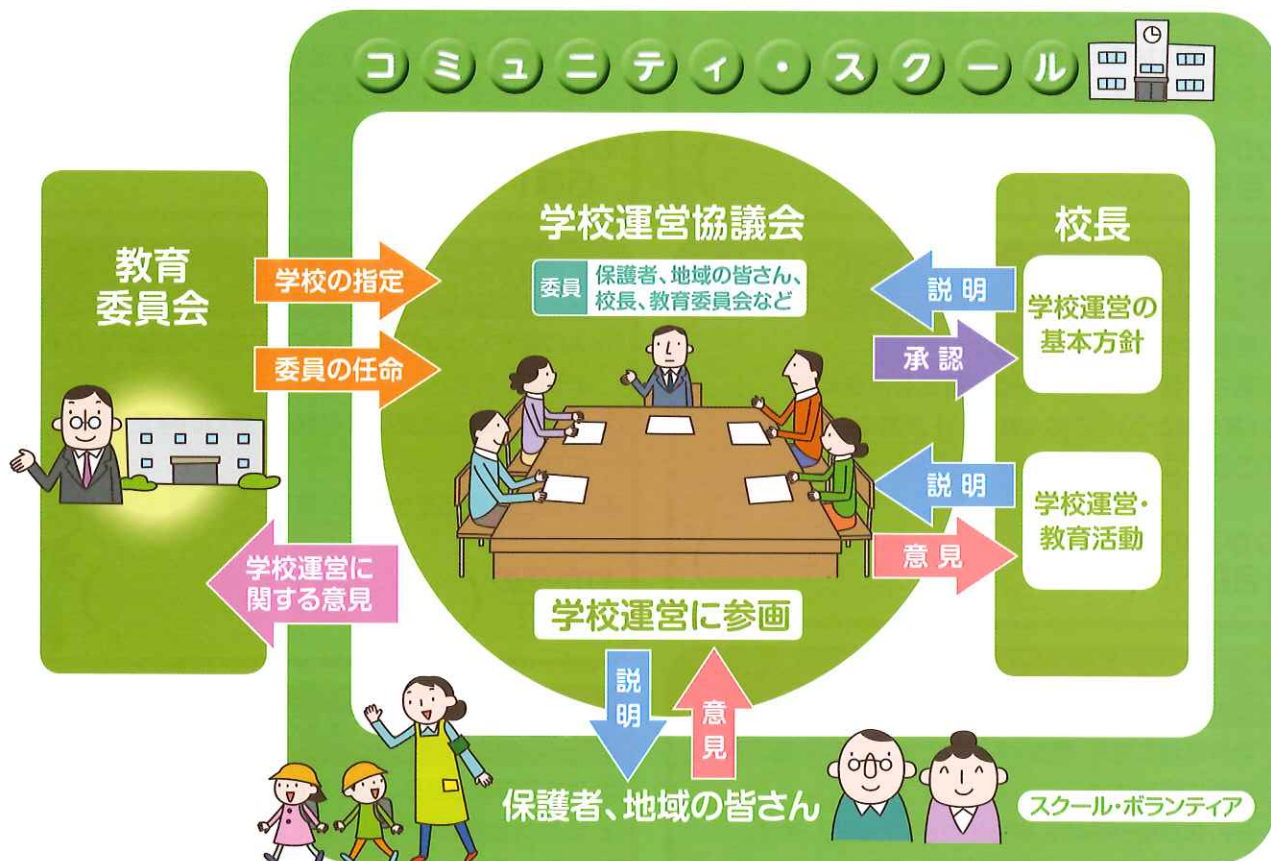
- ① いじめや不正を決して許さず、正義を買きます。
- ② まちがったことに対し、自分の意見をはっきり言います。
- ③ うそをついたり、卑怯な振る舞いをしません。

わが家の ( ) 目標!

小田原市では、子どもたちに守ってもらいたいルールや身につけて欲しいことなどを公募し、平成19年1月に『おだわらっ子の約束』として、10の約束にまとめました。ぜひ各家庭で「わが家の行動目標」を話し合い、定めてみてください。

# 地域とともにある学校づくりを進めます

小田原市では、平成27年度から、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させるため、学校運営協議会を組織し、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めるコミュニティ・スクールの指定に取り組んでいます。これにより、「学校と地域が情報を共有するようになる」「地域が学校に協力的になる」「地域と連携した取組が行えるようになる」等が期待されています。



## 大綱策定の趣旨

平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、すべての公共団体に「総合教育会議」を設置し、市長と教育委員会とで、教育行政の大綱策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置などについて協議・調整することとなりました。

小田原市では、この法律に基づき、平成27年7月に総合教育会議を設置し、「小田原市学校教育振興基本計画」を踏まえ、教育の目標や施策の根本的な方針などを定める「小田原市教育大綱」について、教育委員会と検討を重ね、ここに策定の運びとなりました。

教育を取り巻く諸課題は、現代社会を映す鏡であり、教育現場だけでは解決できるものではありません。総合教育会議での検討などを通じて、市長部局と教育委員会、教育現場がしっかりと連携し、教育について総合的に検討を進めるとともに、多くの市民の教育への熱意を結集し、命を尊重し豊かに伸ばすひとづくりに力を注ぐことにより、市民一人ひとりが喜びを持って生活できるまちづくりを実現していきます。

### 大綱の対象期間

大綱が対象とする期間は、平成28年度から平成31年度までの4年間とします。なお、期間中においても、必要に応じて見直しを行います。

## 新規・拡充事業 Close Up

家庭状況の多様性に配慮し、新たな事業実施や事業の拡充に取り組みました。

### 第 10 条

#### 女性の健康支援事業（こども保健課）

8 ページ



高等学校・大学へ訪問し将来的な妊娠や出産に関しての啓発活動を行いました。

新たに企業研修での教育・啓発を開始し、健康経営分野と連携した事業の実施により、働く女性等多くの方の参加を得られました。

### 第 12 条

#### とよはし子育て応援フェス（こども未来政策課）

15 ページ



遊び・体験・学びを通し、社会全体で子育てを応援する機運を醸成するイベント「とよはし子育て応援フェス」を初めて開催しました。

子育て応援企業や子育て支援団体等が体験ブースや子育てお役立ち講座、ステージイベント等を実施し、多くの方が来館されました。

#### トヨッキースクール推進事業（生涯学習課）

18 ページ



小学生を対象に、放課後や土日に市民館や小学校を会場として、ものづくり・音楽・運動など、様々な体験ができる講座を開催しました。

講座のコーディネーターや講師に地域人材を活用し、市民館・学校・児童クラブが連携して実施することで、子どもを地域ぐるみで育てる風土を醸成し、地域の宝である子どもたちの健やかな成長に資する事業です。平成 29 年度、植田・大清水校区でスタート。平成 30 年度は 5 校区へ拡大し、今後も随時拡大していく予定です。



第13条

利用者支援事業（こども未来館）

24ページ



こども未来館や各地域子育て支援センターで、子どもの成長に合わせた子育て支援サービスの情報提供をするチャイルドサポートプラン説明会を開始しました。情報提供と合わせて、育児相談、赤ちゃんとのふれあい遊びなども行い、子育て支援のさらなる充実を推進しました。

産前・産後サポート事業（パートナー型）（こども保健課）

26ページ



妊産婦の不安の軽減や孤立感の解消を目的に、助産師や保健師が自宅へ赴き、産後のサポート体制の確認、赤ちゃんの抱き方・おむつ交換・沐浴の手技の確認、育児情報の提供など、個別での相談に応じました。

スクールソーシャルワーカーの配置（学校教育課）

30ページ



スクールソーシャルワーカーを3名配置しました。小・中学校への訪問や不登校児童生徒への面談など、専門知識・技術を用いて学校・家庭と関係機関をつなぎ、問題解決に向けた支援を行いました。学校や関係機関でチームを組み、子どもの生活環境を整え、状況が好転した事案が出ています。

第14条

ワーク・ライフ・バランスの推進（市民協働推進課）

35ページ



全戸配布の男女共同参画情報紙「花づな」にてワーク・ライフ・バランスの特集を掲載しました。育児休業制度・介護休業制度の紹介等、ワーク・ライフ・バランスを社会全体で実現していくための周知・啓発を行いました。

豊橋子育て支援情報ポータルサイト「育なび」の運営（こども未来政策課）

36ページ



子育て支援情報を一元的に集約し情報提供を行うポータルサイト「育なび」の運営を行いました。また、「母子健康手帳アプリ」を活用し、妊娠期から出産、育児期まで役に立つ市からのお知らせや講座情報等のメールマガジン「育なびレター」を周知し、アプリや育なびの利用者を増やしました。



出来ることから始めよう!

夢実現

# 親のまなびあいプログラム

PTAや仲間・お友達と集まる機会に  
プログラムを体験してみませんか?



参加者の  
声

保護者同士の  
意見交換の場にもなり  
とても良かったです。

初めてでしたが、  
楽しく  
参加できました!

いろいろな方の意見を聞くことができ、  
やってみたいな、と思える  
方法も知る事ができました。

いろいろな意見に  
気づかされることもあり、  
今後にかしたい。

話やすい雰囲気、会話が弾みました!

家庭のルールが  
大切なのは分かっていたが  
どのように子どもに関わりながら  
ルールを決めたらよいか悩んでいた  
みんなの意見が参考になった。

子育てをする上で、  
情報の共有は  
とても大事だと思  
いました。



## プログラム内容 お子さまの年齢別で開催!

 <b>幼児期</b> 子どもをもつ 保護者の方向け	生活習慣	基本的な生活習慣
	学習環境	読み聞かせ
	規範意識・マナー	あいさつ
	体験活動	親子で遊ぶ

 <b>小学校高学年</b> 子どもをもつ 保護者の方向け	生活習慣	睡眠
	学習環境	家庭学習のルール
	規範意識・マナー	先生や友達との約束
	体験活動	自然体験

 <b>小学校低学年</b> 子どもをもつ 保護者の方向け	生活習慣	朝ごはん
	学習環境	基本的な学習習慣
	規範意識・マナー	家庭内のルール
	体験活動	お手伝い

 <b>中学校・高校生</b> 子どもをもつ 保護者の方向け	生活習慣	生活リズムの自己管理
	学習環境	家庭学習の自己管理
	規範意識・マナー	携帯電話・インターネット等
	体験活動	地域活動

お問合せ  
お申込み

沖縄県生涯学習振興課 家庭教育担当  
 TEL: 098-866-2746 (受付時間 平日9:00-17:00)  
 FAX: 098-863-9547  
 mail: yanare@pref.okinawa.lg.jp



家なれ

検索

※鑑文は必要ありませんので、このまま送信して下さい。

# 夢実現「親のまなびあい」プログラム申込書

派遣希望日の2週間前までに、お申し込みください。  
 家庭教育支援アドバイザー等の派遣を行います。  
 (申込多数の場合は、日時等の変更をお願いする場合がございますので、あらかじめ御了承下さい。)

送付先：教育庁生涯学習振興課  
 FAX 098-863-9547

令和 年 月 日

【 夢実現「親のまなびあい」プログラムとは 】  
 保護者同士が子育てなどについて、共に気づき、考え、楽しく学び合うプログラムです。

※太枠内をご記入下さい。

主催者 (お申込者)							
担当者者 (ご連絡先)	ふりがな						
	氏名						
	住所	〒					
	電話/ファックス						
派遣希望日時	第1希望日	令和 年 月 日 ( ) 曜日	午前・午後	:	~		
	第2希望日	令和 年 月 日 ( ) 曜日	午前・午後	:	~		
参加予定人数	約 ( ) 名						
対象	該当する箇所に、チェック(シ)を記入して下さい。	<input type="checkbox"/>	園学校関係者・教職員等 (保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・その他)				
		<input type="checkbox"/>	PTA関係 (保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・その他)				
		<input type="checkbox"/>	サークル	<input type="checkbox"/>	児童福祉関係 (児童館・子育て支援センター等)		
		<input type="checkbox"/>	社会教育関係	<input type="checkbox"/>	その他 ( )		
希望テーマ	希望するテーマに○を記入して下さい。	幼児期の子どもを持つ保護者向け	小学校低学年の子どもを持つ保護者向け	小学校高学年の子どもを持つ保護者向け	中学校・高等学校の子どもを持つ保護者向け		
	生活習慣	1 基本的な生活習慣	5 朝ごはん	9 睡眠	13 生活リズムの自己管理		
	学習環境	2 読み聞かせ	6 基本的な学習習慣	10 家庭学習のルール	14 家庭学習の自己管理		
	規範意識・マナー	3 あいさつ	7 家庭内のルール	11 先生や友達との約束	15 携帯電話・インターネット等		
	体験活動	4 親子で遊ぶ	8 お手伝い	12 自然体験	16 地域活動		
会場 (連絡先と異なる会場の場合は記入してください)	会場名						
	住所	〒					
	TEL						
※事務局使用欄	受付日	/	回答日	/	確認		

(個人情報の取扱いについて)

記入された個人情報は、「親のまなびあいプログラム」に関するご連絡に使用いたします。また、家庭教育支援に関する研修会やフォーラム等の御案内に利用する場合があります。それ以外での目的では、使用いたしません。



問い合わせ先  
 教育庁生涯学習振興課  
 TEL: 098-866-2746  
 FAX: 098-863-9547

学校ファミリーを基盤とした

# 北区の小中一貫教育と 特色ある取組





# 学校ファミリーを基盤と

北区では、小・中学校の教員が、義務教育9年間を通して一貫した計画的・系統的・継続的な学習指導及び生活指導を行い、児童・生徒の「知」「徳」「体」と調和のとれた「生きる力」の育成を目指して小中一貫教育を実施しています。

## 北区の小中一貫教育とは

北区の小・中学校では、これまで築いてきた学校ファミリーのネットワークを生かした小中一貫教育を、平成24年度から全12サブファミリー(SF)で実施しています。各SFではSF運営委員会を設置し、児童・生徒の学習状況等の情報交換を十分に行い、小学校入学から中学校卒業までの一貫した指導計画を意識し、授業改善に取り組みんでいます。教員は授業において、北区小中一貫教育カリキュラムを活用し、9年間を見通した小中の連続性のある指導をしています。

小・中学校の独自性は保ちつつ、義務教育9年間を円滑に接続させることで、確かな学力の定着を図っています。また、中1ギャップから生じる学習意欲の低下や不登校問題等、児童・生徒の指導上の課題解決にも取り組んでいます。

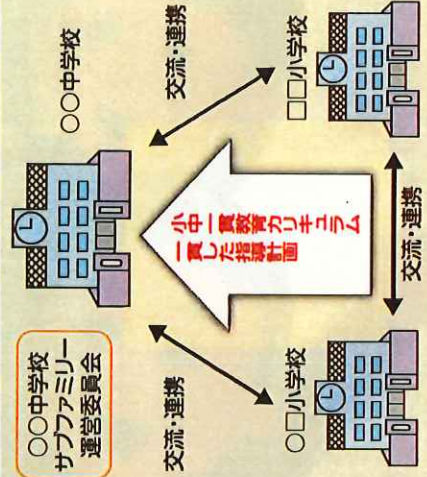
〔背景〕平成18年に教育基本法が60年ぶりに改訂され、学校教育法では、新たに義務教育の目標を定めた上で各学校教育の目的・目標が貞直されました。学習指導要領もこれに合わせて改訂され義務教育段階で一貫した教育が求められています。また、平成29年3月に改訂された学習指導要領では幼小、小中といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習を重視しています。

## 学校ファミリーとは

区立の幼稚園・こども園・小学校・中学校でつくられた、質の高い教育を実現しようというネットワークです。

中学校1校と通学区域の重なるいくつかの小学校・幼稚園・こども園からなるサブファミリーごとに活動します。

授業交流や教員研究の合同実施、幼児・児童・生徒の学校行事の交流など、1校だけではできない様々な連携・交流活動を協力して実施しています。



※小学校数は2~5校、区立幼稚園・こども園を含む。

# した北区の小中一貫教育

## 北区小中一貫教育カリキュラム

カリキュラムを活用することにより、9年間を見通した小中の連続性のある学びを実践していきます。

### 9年間の計画的・系統的・継続的な教育の推進

前期 (小学1~4年)	中期 (小学5~6年)	後期 (中学1~3年)
<b>知</b> 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育成する。	<b>知</b> 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育成する。	<b>知</b> 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育成する。
<b>徳</b> 基本的な生活習慣の定着や、集団生活のルールを身に付ける。	<b>徳</b> 将来への夢や希望をもち、目標に向けて努力する態度を培う。	<b>徳</b> 自己有用感をもち、自らの生活を見つめ将来を展望する。
<b>体</b> 活動を工夫して、各種の運動を楽しむことができるようにする。その特性に応じた基本的な技能の身に付け、体力を高める。心身の発達、怪我の防止及び病気の予防につき理解できるような学習の中で安全な生活を送る習慣や能力を育てる。	<b>体</b> 活動を工夫して、各種の運動を楽しむことができるようにする。その特性に応じた基本的な技能の身に付け、体力を高める。心身の発達、怪我の防止及び病気の予防につき理解できるような学習の中で安全な生活を送る習慣や能力を育てる。	<b>体</b> 運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさを味わう。知能や技能を高め、生涯にわたって運動を豊かに実践できるような学習の中で安全な生活を送る習慣や能力を育てる。

## 北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校全体構想

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校は、北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針の趣旨を踏まえ、神谷中学校サブファミリーを構成する神田小学校、神谷小学校、神谷中学校を統合し、学校教育法第5章の2に定める義務教育学校として位置付けて設置します。(平成35年度開校予定)

北区における「小中一貫教育の推進役」として、その教育的成果を他の区立小・中学校に活用することにより、北区全体の小中一貫教育の更なる充実、発展を図ります。

- 教育内容 (現在、学校経営検討委員会及びカリキュラム検討委員会を設置し、主に以下の事項について検討しています。)
- ・9年間を見通した義務教育学校となりますが、学年段階の区切りは他の小・中学校との調和を図ることや、北区の全区立学校が共通した小中一貫カリキュラムを推進していることを考慮して、6~3制を基本とします。
  - ・小学校5・6年生を対象として、国語、算数、理科、社会、体育、外国語活動(英語)等について、教科担任制を導入します。
  - ・授業以外での児童・生徒の相互交流による健全育成を図るため、小学校5・6年生は、希望すれば中学校の部活動に参加できるようにします。

# 学校フアミリーに

## 王子桜中サブフアミリー 【新聞教育】

NIE (Newspaper In Education) の略、新聞を教材・



新聞を活用した算数の授業

学習材として活用する学習)の手法を取り入れ、言語活動の充実を図るとともに、情報活用能力や思考力・判断力・表現力等を育成します。社会の出来事に興味をもち、生涯にわたって学び続ける基礎を育みます。

## 十条富士見中サブフアミリー 【言語活動を中心とした学力向上】

言語環境を整えるとともに、言語に対する関心や理解を深め、思考力のベースとなる言語力を育成します。各教科においては、対話・記録・要約・説明・発表・討論などの言語活動を充実させ、論理的思考力や表現力を育成します。



言語力を育成する授業

## 明桜中サブフアミリー 【キャリア教育を中心とした学力向上】

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基礎となる能力や態度（自立した社会人として生きるために必要な力）を育みます。「基礎的・汎用的能力」の育成を通して、自立・協働・創造に向けた一人ひとりの主体的な学びにつなげていきます。



コミュニケーションによる課題解決型授業

## 堀船中サブフアミリー 【情報活用能力の育成を柱とする学力向上】

新聞の読み比べや付箋を利用した情報のまとめ、調べ学習・発表等の情報活用を取り入れた授業、また、電子黒板や携帯情報端末、デジタル教科書等のICTを取り入れた授業の取り組みを通して、思考力・判断力・表現力と他者とかがわる力を育成する新しい学びを創造します。



ICTを取り入れた授業

## 稲付中サブフアミリー 【オリンピック・パラリンピック教育】

オリンピック・パラリンピアンとの交流を通して、運動・スポーツにより一層親しむ取組、体力や健康の保持増進を図る取組、オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、理念などを学習する取組、国際理解を深める取組などをオリンピック・パラリンピック教育アワード校として推進していきます。



オリンピックと一緒にJOCオリンピック教室

## 赤岩岩淵中サブフアミリー 【防災教育】

防災教育小中一貫年間指導計画を策定し、それに基づく防災授業や体験等を実施します。また、小中合同引き取り訓練や地域総合防災訓練など、保護者・地域と連携した小中一貫型防災教育を推進します。



小中合同引き取り訓練

# よる特色ある取組

## 桐ヶ丘中サブファミリー 【道徳教育】

「桐ヶ丘心の教育ネットワーク」として、桐ヶ丘地域の心の教育を充実させ、豊かな教育力を育みます。SFを中心として、学校の道徳教育の充実を目指すとともに、保護者や地域関係機関と連携しながら推進します。

平成30年度は、スクールソーシャルワーカーの活用による不登校改善に取り組んだ成果を生かし、平成31年度も引き続き小中の円滑な連携を推進します。



不登校支援についての情報交換

## 神谷中サブファミリー 【学び体験のコラボレーション】

「学びの一貫性」(学習スタンダード)をもたせるとともに、体験学習に基づく援農教育は、区内唯一の特色ある教育活動であり、小・中学生の共同作業へと展開をしています。また、一貫性のある生活指導や学校行事のコラボを行い、9年間を通じて系統的に子どもを育てていきます。



小中合同農業体験

## 浮間中サブファミリー 【情操教育】

「花・音・風-情操教育の推進-」として、浮間地域の豊かな自然環境を生かし、地域の方々と伝統あるサクラソウの栽培を通して、郷土を愛する心を育みます。また、音楽交流やポラントイア活動などを推進して、社会貢献できる豊かな心をもった児童・生徒を育成します。



さくら草の写生授業

## 田端中サブファミリー 【地域学習】

地域の方々をゲストティーチャーとして招へいし、田端に根付いた文化等を学ぶ「田端学びの郷オープンスクール」を開催しています。田端小・滝野川第四小6年生、田端中の児童・生徒と一緒に学ぶことで、異年齢集団の交流を図り、地域とともに学ぶ態度を育みます。



オープンスクール【アレング生け花】の様子

## 滝野川紅葉中サブファミリー 【国際理解教育】

イングリッシュサポーター(外国人講師)が、放課後に英会話講座等を行うイングリッシュクラブを開催し(中学校を中心として実施)英語の力を高めています。また、コミュニケーション能力の向上に向けた授業改善や東京国際フランス学園との交流などを通して、国際理解教育を推進します。



東京国際フランス学園との交流

## 飛鳥中サブファミリー 【学校図書館活用教育】

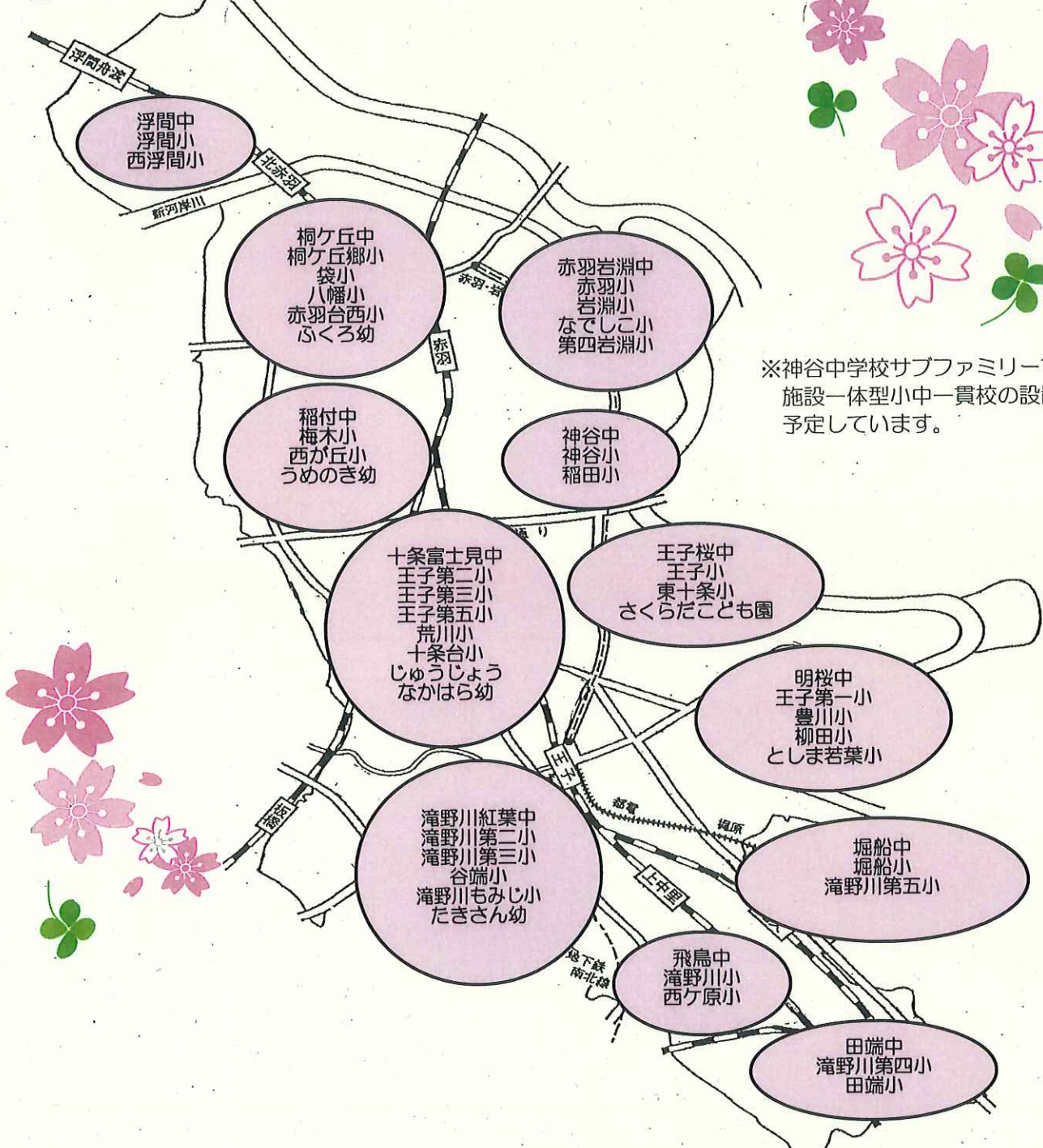
学校図書館指導員(学校司書)を活用し、学校図書館の整備を進め、読書活動や言語活動の一層の充実を図ります。活動の一環として小学生、中学生それぞれが自分の読んだ推薦本について作成したポップによる交流をしています。



小中によるポップ交流の掲示

北区民としての教養の基礎を培うため、読み聞かせや読書習慣、自立した生き方を旨とする読書の方法などの教育を推進します。

# 北区サブファミリーマップ（平成30年度）



※神谷中学校サブファミリーでは、施設一体型小中一貫校の設置を予定しています。

## 北区の小中一貫教育と特色ある取組

平成31年3月発行 刊行物登録 30-2-134

北区教育委員会事務局教育振興部教育政策課  
 東京都北区滝野川2-52-10  
 電話番号 03-3908-9279



令和2年度 家庭教育講演会（第1回）

資料 1 - 5

参加無料

～ コロナウイルスに負けず、希望を育む ～

新しい生活様式における

# 家庭教育のあり方

日時

令和2年

12月22日（火）

【講師】

小林 祐一 氏

東京未来大学  
こども心理学部 准教授



10:00 ~ 12:00 (受付: 9:30 より)

第1回内容

『持続可能な社会の実現をめざして

親が子どもに語る未来への道』

昨年、市内中学校で大好評を博した、ESDの先駆者である小林先生に子ども達が輝ける未来を手に入れ、「持続可能な社会の創り手」として育つ秘訣など、視野が広がるお話をいただきます。  
元氣と感動がいっぱいもらえる講演会です。

【ESDとは】

新学習指導要領でもふれられた「持続可能な社会の担い手を創る」教育。Education for Sustainable Development。国が推進するSDGs達成に貢献する、教育の質の向上に貢献するなどと言われる。

会場

小田原市生涯学習センターけやき 大会議室（小田原市荻窪300）

対象・定員

小田原市内小・中学生の保護者、一般の方々 40名

申込・託児

11月10日（火）～12月11日（金）（第4月曜日を除く）

小田原市生涯学習課に電話で Tel: 33-1720 <事前申込制・先着順>  
※託児（原則2歳以上の未就学児童、先着5名まで）を希望される場合は、  
11月30日（月）まで。お子さん1名につきおやつ代等100円がかかります。

その他

・新型コロナウイルス感染症防止対策を講じたうえで実施してまいります。今後の状況によって、中止することもあることを御承知おきください。  
・御出席の際は、新型コロナウイルス感染症防止のため、マスクの着用をお願いします。  
・御自身での健康状態の確認と検温を済ませ、発熱・息苦しさ等の症状のある方は参加を控えてくださるようお願いいたします。

主催 小田原市・小田原市教育委員会

## ◆講師紹介



東京未来大学こども心理学部 准教授

### 小林 祐一(こばやし ゆういち)氏

- ・千葉大学大学院修士課程修了(平成12年)
- ・東京都公立小学校教諭(平成13年～)
- ・東京学芸大学教職大学院修了(平成22年)  
〔研究テーマはESD〕
- ・東京都北区教育委員会指導主事(平成22年～)
- ・沖縄県女子短期大学児童教育学科専任講師(平成26年～)
- ・東京未来大学こども心理学部准教授(平成30年～)

#### 【委員】

東京学芸大学教職大学院運営協議会委員、荒川ビクターセンター委託業者選定委員会副委員長、沖縄県浦添市「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」運営委員会副委員長 等歴任

#### 【著書・論文】

- 「世界と私と未来をつなぐ授業づくりガイド」共著(開発教育協会)
- 「教育ネットワークの構築方法に関する一考察」著(東京学芸大学教職大学院年報)
- 「地域を掘り下げ、世界とつながるESDの実践」共著(開発教育協会)

など多数

## ◆会場へのアクセス

小田原市生涯学習センターけやき

小田原市荻窪300番地

(市役所となり)

0465-35-5300

#### 【電車・徒歩】

小田原駅西口から約15分

小田急線足柄駅から約15分

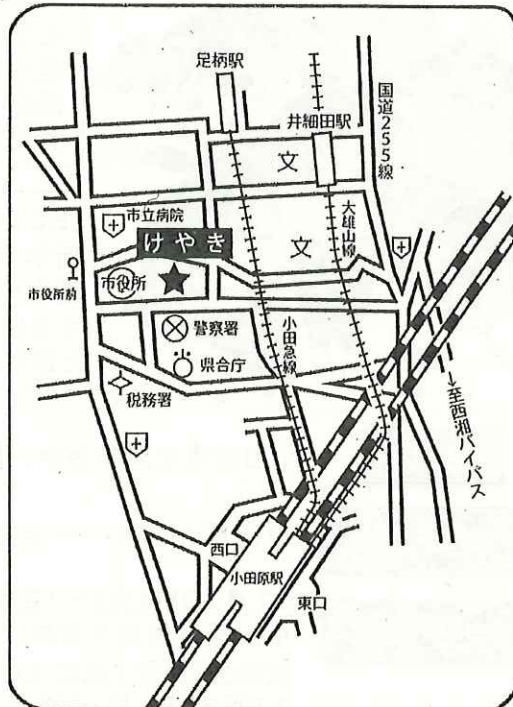
大雄山線井細田駅から約12分

#### 【バス】

・小田原駅西口から久野車庫・兎河原循環方面(2番乗り場)所要時間約4分

・小田原駅東口から久野車庫・船原・小田原フラワーガーデン方面(2番乗り場)所要時間約8分

いずれも「市役所前」下車徒歩3分



令和2年度2回目は、令和3年2月20日(土)14:00～16:00に実施予定  
内容は「ICT教育やオンライン授業の現状と家庭でできる学びの支援」

「特別の教科 道徳」の内容一覧

	小学校第1学年及び第2学年	小学校第3学年及び第4学年
<b>A 主として自分自身に関する事</b>		
善悪の判断、自律、自由と責任	(1)よいことを悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。	(1)正しいと判断したことは、自信をもって行うこと。
正義、誠実	(2)うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること。	(2)過ちは素直に改め、正直に明るい心で生活すること。
節度、節制	(3)健康や安全に気を付け、物や金銭を大切に、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活すること。	(3)自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活すること。
個性の伸長	(4)自分の特徴に気付くこと。	(4)自分の特徴に気付き、長所を伸ばすこと。
希望と勇気、努力と強い意志	(5)自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。	(5)自分でやろうと決めた目標に向かって、強い意志をもち、粘り強くやり抜くこと。
真理の探究		
<b>B 主として人とかかわりに関する事</b>		
親切、思いやり	(6)身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。	(6)相手のことを思いやり、進んで親切にすること。
感謝	(7)家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。	(7)家族など生活を支えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接すること。
礼儀	(8)気持ちのよい挨拶、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接すること。	(8)礼儀の大切さを知り、誰に対しても真心をもって接すること。
友情、信頼	(9)友達と仲よくし、助け合うこと。	(9)友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。
相互理解、寛容		(10)自分の考えや意見を相手に伝えるときも、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。
<b>C 主として集団や社会との関わりに関する事</b>		
規則の尊重	(10)約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。	(11)約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。
公正、公平、社会正義	(11)自分の好き嫌いでとらわれないで接すること。	(12)誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。
勤労、公共の精神	(12)働くことのよさを知り、みんなのために働くこと。	(13)働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働くこと。
家族愛、家庭生活の充実	(13)父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つこと。	(14)父母、祖父母を敬愛し、家族みんなと協力し合っで楽しい家庭をつくること。
よりよい学校生活、集団生活の充実	(14)先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくすること。	(15)先生や学校の人々を敬愛し、みんなと協力し合っで楽しい学級や学校をつくること。
伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度	(15)我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着をもつこと。	(16)我が国や郷土の伝統と文化を大切に、国や郷土を愛する心をもつこと。
国際理解、国際親善	(16)他国の人々や文化に親しむこと。	(17)他国の人々や文化に親しみ、関心をもつこと。
<b>D 主として生命や自然、崇高な物との関わりに関する事</b>		
生命の尊さ	(17)生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。	(18)生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。
自然愛護	(18)身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接すること。	(19)自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切にすること。
感動、畏敬の念	(19)美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと。	(20)美しいものや気高いものに感動する心をもつこと。
よりよく生きる喜び		



※「道徳科」の時間を設ける場合も、「各教科等を合わせた指導」の中で指導する場合も、児童・生徒の実態を考慮しながらこれら4つの視点と各項目を踏まえた指導が適切に行われるよう工夫する必要があります。

小学校第5学年及び第6学年	中学校	
(1)自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。	(1)自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。	自主、自律、自由と責任
(2)誠実に、明るく生活すること。		
(3)安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。	(2)望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする。	節度、節制
(4)自分の特徴を知って、短所を改め長所を伸ばすこと。	(3)自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。	向上心、個性の伸長
(5)より高い目標を立て、希望と勇気を持ち、困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜くこと。	(4)より高い目標を設定し、その達成を目指し、希望と勇気を持ち、困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げる。	希望と勇気、克己と強い意志
(6)真理を大切にし、物事を探究しようとする心をもつこと。	(5)真理を大切にし、真理を探究して新しいものを生み出そうと努めること。	真理の探究、創造
(7)誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にすること。	(6)思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。	思いやり、感謝
(8)日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること。		
(9)時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること。	(7)礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。	礼儀
(10)友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。	(8)友情の尊さを理解して心から信頼できる友達を持ち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。	友情、信頼
(11)自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。	(9)自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。	相互理解、寛容
(12)法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切に、義務を果たすこと。	(10)法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切に、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。	遵法精神、公德心
(13)誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。	(11)正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。	公正、公平、社会正義
(14)働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。	(12)社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。	社会参画、公共の精神
	(13)勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。	勤労
(15)父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをすること。	(14)父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと。	家族愛、家庭生活の充実
(16)先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合ってよりよい学級や学校をつくることとともに、様々な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実に努めること。	(15)教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚を持ち、協力し合ってよりよい校風をつくることとともに、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に努めること。	よりよい学校生活、 集団生活の充実
(17)我が国や郷土の伝統と文化を大切に、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつこと。	(16)郷土の伝統と文化を大切に、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。	郷土の伝統と文化の尊重、 郷土を愛する態度
	(17)優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。	我が国の伝統と文化の尊重、 国を愛する態度
(18)他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚をもって国際親善に努めること。	(18)世界の中の日本人としての自覚を持ち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること。	国際理解、国際貢献
(19)生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。	(19)生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。	生命の尊さ
(20)自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。	(20)自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。	自然愛護
(21)美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと。	(21)美しいものや気高いものに感動する心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。	感動、畏敬の念
(22)よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じる。	(22)人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることの喜びを見いだすこと。	よりよく生きる喜び

家庭教育支援に関連する事業一覧(令和元年度事務事業評価)

資料2-1

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的保護者	対象年齢							事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R1 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
				妊娠 期	0 歳児	乳 幼児	未 就学 児	小 学 校	中 学 校	高 校 生			指標(単位)	R1 目標	R1 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
95	生涯学習課	家庭教育学級事業									508	家庭教育学級参加者数(人)	2,000	1,827	91.4%	家庭教育支援という立場で、行政の関与が必要である。事業を通じて、家庭教育に関する知識や技能を学ぶほか、子育てについて相談しあえる場が設けられている。	キャンパス講師の活用等により、コストの削減が図られている。	家庭教育力の向上を図るために、今後も支援が必要であるため、引き続き支援を続けていく。	継続実施	
96	生涯学習課	PTA研修事業									123	研修会参加者数(人)	200	148	74.0%	社会教育支援、家庭教育支援という立場で、行政の関与が必要であり、事業を通じてPTA活動の充実発展が図られている。	研究集会の実施については、市PTA連絡協議会への委託により、業務の効率化等が図られている。	PTA活動の充実発展のために、研修の機会提供が必要であるため継続して支援していく。	継続実施	
99	生涯学習課	尊徳顕彰事業						4年生 6年生			263	展示室総入場者数(人)・・・ (参考:現記念館建設以降)	598,500	593,550	99.2%	二宮尊徳翁は、本市の貴重な財産であり、その事跡を顕彰する施策は市として必要である。	平成23年度から開催していた「報徳の集い」は、平成27年度をもって終了し、次年度から「金次郎を学ぶ会」に切り替え、ゼロ予算で事業を実施している。二宮尊徳翁の映画化を「尊徳顕彰」の機会と捉え、市として支援をしていく方針のもと、市民応援団おだわらの事務局機能を果たすことで、行政と市民が一体となって本映画を支援していく体制を整えることができた。	令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、「金次郎を学ぶ会」「尊徳祭」とも実施を見合わせる予定である。 3年度以降は、これまでの課題を踏まえ、参加手法や実施内容等見直しを行いつつ、継続していく。映画「二宮金次郎」については、引き続き上映や宣伝について支援し、都市セールスの推進にもつなげていく。	継続実施	
110	生涯学習課	尊徳学習推進事業									1,321	展示室総入場者数(人)・・・ (参考:現記念館建設以降)	598,500	593,550	99.2%	二宮尊徳翁のすぐれた教えや報徳の考え方を学び実践することを目的として、市民が尊徳翁の思想や事績を学ぶためのボランティア解説員を配置して、展示観覧者への解説をはじめ、学校や市民団体への派遣も行っている。また、尊徳翁の思想や事績をまとめた冊子「二宮金次郎物語」を刊行販売している。 さらに、市内小学校5・6年生を対象に「二宮金次郎とわたし」を主なテーマとする作文募集を行い、平成30年度は第24回全国報徳サミット小田原市大会において作文発表の場を設けるほか、市HP上の公開と作文集の作成をした。 なお、新型コロナウイルス感染防止対策のため、令和2年3月4日から展示室と生家の公開を中止した。	郷土の偉人である二宮尊徳翁は本市の貴重な財産であり、その教えを学び実践するための施策は市として必要である。	知識、経験、意欲のある元教員の方々を中心にボランティア解説員として配置することで、シニア世代の活躍の場を提供するとともに、人件費を抑えつつ、事業の充実を図っている。作文募集事業は、ゼロ予算事業として開催しており、小学校4年生時に市内各小学校で取り組まれる尊徳学習を、小学校高学年へと継続させる効果が期待できる。	新型コロナウイルス感染防止対策のため、令和2年3月4日から6月8日まで展示室と生家の公開を中止し、以後も感染リスクを考慮し入場者数等を制限しながら慎重に運営を行っている。 ボランティア解説員の確保・育成に取り組むとともに、小田原ガイド協会など関係団体とも連携しながら、尊徳学習をはじめ、事業の推進を図っていく。	継続実施
136	図書館	子どもの読書活動推進事業									33	児童書の年間貸出冊数	197,000	168,120	85.3%	「子どもの読書活動の推進に関する法律」で、地方公共団体の責務として掲げられており、子ども達のすこやかな成長のため、積極的に推進していく必要がある。	新生児のいる家庭に配布するリストを刷新したほか、新たに白秋の童謡詩など、地域の独自色を打ち出した。	読書活動が、子どもの能力を伸ばし、健やかな成長に大きく関わることについての理解を広げ、子どもや子育て世代に向けた内容を充実させていきたい。	継続実施	
141	スポーツ課	スポーツ観戦提供事業									0	児童・生徒数(人)	14,000	9,615	68.7%	小田原アリーナをホームアリーナとする「湘南ベルマーレフットサルクラブ」をはじめ、湘南ベルマーレ(サッカー)、横浜DeNAベイスターズ(野球)など、地元プロスポーツチームの試合に、市内の子どもたちを招待できるよう働きかけるとともに、プロスポーツ競技などのイベントを誘致し、市民がスポーツ観戦できる機会を積極的に提供する。	本市スポーツ振興基本指針では、スポーツ意識の高揚を目標に掲げて、「みる」スポーツの推進を促進している。スポーツのすそ野を拡げていくためには、市が率先して「みる」スポーツを推進していく必要がある。	各団体やスポーツチームと連携し、観戦チケットを無償で提供いただいているため、費用対効果が高い。	スポーツ観戦チケットの配布依頼があった際は積極的に事業を実施していく。	継続実施
309	健康づくり課	地域自殺対策強化事業	○								258	-	-	-	-	-	-	自殺予防の普及啓発やゲートキーパー研修を継続する。	継続実施	

家庭教育支援に関連する事業一覧(令和元年度事務事業評価)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的 保護者	対象年齢						事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R1 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性		
				妊 娠 期	0 歳 児	乳 幼 児	未 就 学 児	小 学 校	中 学 校			高 校 生	指標(単位)	R1 目 標	R1 実 績	達 成 割 合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方 向 性
310	健康づくり課	食育実践活動事業								180	栄養教室等の開催回数(回)	33	41	124.2%	小田原市食育推進計画の事業として位置付けられている。対象は、幼・小・中学生とその保護者となっていることから市民の一部となるが、広報などによる公募により参加者を決定しているため偏りは無い。	ボランティア活動としての事業のため、事業費は食に関わる材料費等実費であり、利潤を追求するような他の民間では対応できない。	より多くの団体会員が知識を普及出来るよう、勉強会等で研鑽していく。また、折に触れ団体の活動をアピールし、活動場所の拡大を図る。	継続実施		
316	健康づくり課	小児深夜救急医療事業								25,000	受診者数(人)	3,000	2,079	69.3%	市立病院が小児深夜救急事業を実施していくためには、補助金を支出する必要がある。	-	引き続き、適切に事業を実施する。	継続実施		
320	健康づくり課	乳児家庭全戸訪問事業	○							2,395	-	-	-	-	乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、健全な育成環境の確保を図るため、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に繋げる。第1子及び低出生体重児等については、保健師や助産師(健康づくり課)、それ以外(第2子以降等)の家庭はこんにちは赤ちゃん訪問員(非常勤特別職)が訪問している。	第2子以降等の訪問について、非常勤特別職を活用することでコストの抑制を図っている。平成29年度の子育て世代包括支援センターの開設を機に、本事業の所管を健康づくり課に変更し、支援が必要な家庭の把握や早期の支援開始について、より迅速に実施できている。	継続実施	継続実施		
321	健康づくり課	妊婦健康診査事業	○								-	-	-	-	妊婦健康診査を適切な時期に受けることにより、妊娠中の疾病の予防や異常の早期発見に努め、妊婦の健康の保持増進に努めるため、母子健康手帳を交付した妊婦に対し、妊娠中に14回の妊婦健康診査に係る費用の一部を助成する。妊娠中に1回、妊婦歯科健康診査を取扱歯科医院で実施する。	受診率は安定し、妊婦の健康の保持増進に役立っている。	継続実施 安全な出産を迎えるためには、妊娠中の健康管理は不可欠であり、受益者負担の観点からも、考慮が必要だが、少子化対策としては重要である。	継続実施		
322	健康づくり課	乳幼児健康診査事業	○								-	-	-	-	発育・発達の節目に当たる時期に、発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見及び保健指導を行い、乳幼児の健康の保持増進、育児支援を図るため、保健センターや取扱医療機関において、4か月児健康診査、8～9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査及び事後検診を実施する。8～9か月児健康診査は取扱医療機関における個別健診で実施し、それ以外は保健センターにおける集団健診として月11回実施。	受診案内通知を個別に送付したことで、健診受診率が向上している。直営実施をしていることで、経費が抑えられている。	継続実施 出生数が減少する中で、乳幼児の健康の保持増進と育児支援を図るため、実施回数や実施方法等を検討していく必要がある。	継続実施		
323	健康づくり課	育児相談事業								1,410	相談件数(件)	4,500	5,041	112.0%	少子化や核家族化が進行し、身近に育児の相談者がいない親が増えており、乳幼児を持つ親の育児不安や悩みを解消するため、育児・栄養・遊び等の相談を通して、安心して楽しく育児ができるように支援する。また、子どもの心身の発達の専門家である臨床心理士と保健師が、家庭状況などを把握して継続的に相談や助言などを行うとともに、子どもの発達検査を実施するなど、親の子育ての支援を推進する。保健センターにおける月1回の定例育児相談や、子育て支援センターや地区の公民館等に向いて育児相談を行う。また、個別心理相談や、電話や来所による相談は随時保健センターにおいて実施。	相談者の要望に沿って相談対応を行う。定例の育児相談以外でも、随時の来所相談や電話相談、必要時訪問にて相談対応をしている。また、他課との連携や地域の育児グループ等のつながりの中で効果をあげている。	継続実施 実施方法は要検討ではあるが、母性や乳幼児の健康の保持増進及び育児不安の解消のために実施していく。	継続実施		
324	健康づくり課	母子訪問指導事業	○							3,602	-	-	-	-	妊娠、出産及び子育て支援のため、妊産婦・未熟児を含む新生児・乳幼児の世帯に保健師・助産師等が家庭訪問し、保健指導を実施する。	訪問をすることで、その世帯の育児環境に合わせた指導ができ、家族の健康増進、育児支援につながる。また、家庭内の状況が見れることで虐待のリスクも観察できる。	継続実施 実施内容(継続支援の基準等)は要検討ではあるが、母性や乳幼児の健康の保持増進及び育児不安の解消のために実施していく。	継続実施		
325	健康づくり課	子育て世代包括支援センター運営事業	○								-	-	-	-	子育て世代包括支援センターはつばいに母子保健相談支援専門員を配置し、妊娠届の收受及び母子健康手帳の交付に併せて面談を行うほか、相談に応じ、妊娠中から子育て期にわたり切れ目ない支援を行うことで、児童虐待対策の強化を図る。	本市は母子保健型で設置しており、母子健康手帳交付時に保健師等専門職が妊婦全員と面談をすることで、妊娠中から早期に支援できるようになっている。	継続実施 妊婦全員と面談する中で、得る情報が多く、妊娠中からの切れ目ない支援を継続していく。	継続実施		

家庭教育支援に関連する事業一覧(令和元年度事務事業評価)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的 保護者	対象年齢						事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R1 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性		
				妊 娠 期	0 歳 児	乳 幼 児	未 就 学 児	小 学 校	中 学 校			高 校 生	指標(単位)	R1 目 標	R1 実 績	達 成 割 合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方 向 性
326	健康づくり課	母子健康教育事業	○							妊娠、出産、育児に関して集団に必要な指導・助言を行い、母子保健に関する知識の普及を行うことで、母性・乳幼児の健康の保持増進を図る。ママパパ学級、子育て応援講座及び親子教室等を開催する。	1,817	-	-	-	-		教室として実施しているものについては、知識の普及に加え、参加者同士の交流の中で情報交換もできるため、育児支援につながっている。	継続実施 正しい知識が情報提供できるよう、適宜内容や実施方法など検討が必要と考える。	継続実施	
329	子育て政策課	ファミリー・サポート・センター管理運営事業								ファミリー・サポート・センター管理運営事業は、子育てと仕事を両立するため、乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を受けることを希望する依頼会員と当該援助を行うことを希望する支援会員の登録や相互援助活動に関する連絡、調整を行う。	7,527	活動件数(通常)	4,500	5,800	128.9%	公的サービスが提供されていない保育施設までの送迎や保育終了後の預かりなどの支援体制を整えることによって、働く者が仕事と育児を両立する手助けをするとともに、子育ての負担感や不安感を軽減できる環境づくりに資する。	年2回発行しているファミサポートにより実際の活動風景を掲載し、周知を図った。シニアバンクに登録し、支援会員募集間口を広げ周知の拡大を図った。また、支援会員が活動中に災害が起きた場合の、「災害対策マニュアル」を作成し、会員が安心して活動できる環境を整えた。	公的サービスの充実については、子ども子育て支援事業計画に基づき推進しているが、本事業では、子育て家庭が必要としていることに対応し、できるだけこたえるように対応していく。また、他の事業と連携をとりながら、本事業の周知を行い、特に支援会員の増加策を考え、多様化する依頼会員のニーズに対応できるようにする。	継続実施	
330	子育て政策課	子育て支援フェスティバル開催事業								子育て中の親と子どもや子育てを支援する団体が集まり、親子が楽しめるとともに、様々な情報を受けられるフェスティバルを開催する。楽しみながら子育ての知識を得られるフェスティバルをコンセプトとし、親子で楽しめるゲームや実演などを通じて子育てに関する知識・情報などを提供する。これらの準備作業を通じて、子育て支援団体間・行政と団体間の情報交換や連携を図ることで、団体の子育て支援活動を活性化し、子育ての地域の環を広げる。	100	入場者数	5,000	5,000	100.0%	市内また近隣で活動する子育て支援団体が一堂に介する貴重な機会であり、団体同士のつながりや連携が期待できるほか、来場者にとっては様々な子育て支援に関する情報が得られる有益な機会となっている。	実行委員会と事務局(行政)の役割を明確にすることで、より効率的に実施することが期待できる。	毎年、フェスティバルへの新規の参加団体があり(令和元年度:6団体)、1部屋を複数団体で使用している等、ブースが手狭になっている。実行委員や参加団体と知恵を出し合い、限られたスペースを有効に使い、多くの団体が参加できることが出来る、大型イベントとしたい。	継続実施	
331	子育て政策課	地域子育てひろば事業								未就園児の親同士の交流や情報交換の場(地域子育てひろば)を身近で使いやすい場所に開設する。まず市内26地区(連合地区単位)に地区民生委員児童委員協議会などが主体となった地域子育てひろばを設置するとともに、子育て支援センターとの連携強化を図り、地域の子育て力の向上を図る。	580	ひろば参加者数	11,500	7,632	66.4%	子育て家庭への育児支援を行うため、子育て支援センターとの連携を図り、地域内の親同士や地域の支援者とのコミュニティを形成できるひろばの開設は、子育て家庭の母親等の不安感の解消を図るとともに、地域の子育て力を向上させる有効な事業である。	運営を地区民児協などに委託するとともに、地域子育てひろば連絡協議会を開催し、支援者との意見交換や研修の実施を通してひろば間の交流を図り、活動の課題把握を行い、お互いが有するノウハウを共有し合うことにより運営しやすい環境づくりを行った。	子育て支援センターとの連携、情報発信方法の工夫により、子育て家庭に対し、ひろばの活動内容を周知するとともに、各地域ごとに課題を探索し、地域と課題を共有しながら回数増などの充実に向けて取り組んでいく。	継続実施	
332	子育て政策課	児童遊園地管理補助事業								児童に健全な遊び場を与え、事故等による傷害の防止及び健康の増進を図るため、自治会や公民館、子ども会などが管理する児童遊園地の設置費、遊具の補修・増設・撤去費、運営費、施設賠償責任保険料、遊器具保守点検料に対する補助金を交付。	1,073	運営費補助公園数	53	50	94.3%	児童遊園地は、設置されている地域の子どもだけでなく、広く周辺地域に子どもの遊び場を提供するという公共性があるため、補助金を支出する必要がある。地域における子どもの遊び場として、居場所づくりにも寄与している。	児童遊園地の遊器具の保守点検に対し補助し、事故等のリスクを減らし、健全な遊び場として利用してもらえよう努めている。	児童遊園地の利用者が安全に利用できるよう、必要となる支援を行い、設置者と協力しながら、健全な管理の徹底に努めていく。	継続実施	
333	子育て政策課	子育てマップ発行事業								子育てしやすい環境となるよう、子育て世帯に有用な情報を集約したマップを作成し、子育て支援センター、妊娠届の窓口、市民利用施設のほかこんにちは赤ちゃん事業などを通じて配布する。	0	発行部数	10,000	10,000	100.0%	幼稚園や保育施設、小児科等の子育てに必要な公的な情報に対するニーズが多いことから、子育てしやすい環境整備の一環として、行政が実施しているものである。	子育てに有効な情報を集約したマップスタイルとしたことで施設等の位置がわかりやすくなり、好評である。多様化する情報収集に対応するため、ホームページで閲覧・ダウンロードできるようにしている。	事業の継続性を鑑み、ホームページでの掲載を主とした取組について検討していく。	継続実施	
334	子ども子育て政策課	養育支援家庭訪問事業								乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、児童の養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による育児、家事等の援助や指導等、又は養育者の身体的、精神的不調状態に対する相談や指導を行う。	34	適切な養育環境が確保された割合(%)	100.0	100.0	100.0%	核家族化の進行や地域の繋がりの希薄化に伴い、子育て家庭の孤立化が問題となっている。このようなことを背景として、児童の適切な養育について支援が必要な家庭は増加傾向にあり、支援が必要な家庭の把握や早期の支援開始について、行政が中心となり、取り組む必要がある。(児童福祉法で市町村の努力義務が課されている。)	効率性を向上させるため、民間への委託方式としている。	現状どおり事業を実施していく。	継続実施	

家庭教育支援に関連する事業一覧(令和元年度事務事業評価)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的 事業	保護者	対象年齢							事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R1 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
					妊 娠 期	0 歳 児	乳 幼 児	未 就 学 児	小 学 校	中 学 校	高 校 生			指 標 (単 位)	R1 目 標	R1 実 績	達 成 割 合	妥 当 性・有 効 性(市 がや るべ き理 由、 目 的に 対す る事 業自 体の 有効 性)	効 率 性(費 用対 効果) ・ そ 他改 善を 図っ た点	今 後 の 事 業 展 開	方 向 性
335	子ども育 青 少 年 支 援 課	児童相談 事業	○									5,354	-	-	-	-		より専門的な相談・援助を行う ため、平成17年度から児童相 談員(非常勤特別職)を1名配 置している。	国の「児童虐待防止対策体制 総合強化プラン」に基づき、令 和4年度時点における支援拠 点の整備完了に向け、徐々に 専門職を増員していく。	見 直 し ・ 改 善	
336	子 育 て 政 策 課	児童扶養 手当支給 事業	○									877,074	-	-	-	-		-	現状どおり事業を実施してい く。	継 続 実 施	
337	子 育 て 政 策 課	母子家庭 等自立支 援事業										12,156	制 度 の 利 用 に よ り 有 利 な 修 業 に 結 び つ い た 件 数 (件)	15	5	33.3%	本制度の活用により就労所得の 増加が図られているため、成果 は得られている。	-	教育訓練給付金の修了者にア ンケートを実施し体験談を公開 しながら利用者の増加を図る。	継 続 実 施	
338	子 育 て 政 策 課	児童手当 支給事業	○									2,630,891	-	-	-	-		-	マイナンバー制度及びマイナ ポータル開始に向けての準備・ 調整を行っていく。	継 続 実 施	
339	子 育 て 政 策 課	子育て支 援拠点管 理運営事 業										33,917	参 加 家 庭 数	20,000	20,027	100.1%	子育て家庭が抱える育児に対す る不安感、負担感を軽減し、安心 して子どもを育てられる環境を作 る。	運営をプロポーザルで選定し た事業者へ委託するとともに、 市が各支援センター間での連 携や地域子育てひろばへの支 援(研修)の調整を行った。 また、令和2年度に小田原駅 前の交流施設内に、おだびよ 子育て支援センターが移転す ることから、支援センターの管 理運営に指定管理者制度を導 入することとし、関係条例の整 備等、対応を進めた。	これまで培ってきた各関係機 関との連携や地域とのつながりを 継続するとともに、指定管理者 制度に移行し、より柔軟に子育 て家庭のニーズに即した事業 が展開できるようにする。	継 続 実 施	
340	子 育 て 政 策 課	児童ブラ ザ管理運 営事業										3,228	利 用 者 数	30,000	25,294	84.3%	子どもは、遊びを通して自らの創 造性や主体性を向上させてゆく ものと考えられ、子どもの成長に とって遊びは必要不可欠なもの である。雨天時でも遊べる場の 提供は必要である。	老朽化が著しかった床を全面 改修(H30.11月～12月)し、安 全に子どもが遊べる環境を整 えた。 平成28年度から、アクティブシ ニア応援ポイント事業の対象 活動になっている。	隣接するマロニエ子育て支援 センターとの連携等、限られた スペースをあり方を検討してい く。	継 続 実 施	

家庭教育支援に関連する事業一覧(令和元年度事務事業評価)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的 事業	保護者	対象年齢						事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R1 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性		
					妊 娠 期	0 歳 児	乳 幼 児	未 就 学 児	小 学 校	中 学 校			高 校 生	指標(単位)	R1 目 標	R1 実 績	達 成 割 合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方 向 性
341	子育て政策課	小児医療費助成事業									小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成支援を図り、小児の健康増進に資する。 小児が療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により対象者が負担すべき額(入院時食事療養費の標準負担額は除く)を助成する。 対象者 ・健康保険に加入している0歳から中学校卒業までの小児を養育する者。平成28年6月からは就学前までの所得制限を廃止し10月からは通院の対象年齢を中学校卒業までに拡大した。 助成方法 ・対象者には医療証を発行し、健康保険証と一緒に医療機関へ提示することにより、医療費を支払わずに受診できる。県外の医療機関を受診した場合は、領収書等により、医療費を還付する。 ・ホームページなどを通じて制度の周知を図った。	561,676	年間助成額(千円)	558,391	541,288	96.9%	小児にかかる医療費の一部を助成することによりその健全な育成を図り、小児の健康増進に資するとともに子育て世代の経済的負担を軽減する。	-	扶助費削減に向け、適正受診等の啓発活動。	継続実施	
342	子育て政策課	ひとり親家庭等医療費助成事業									ひとり親家庭等の父又は母と児童が、療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により、対象者が負担すべき額(入院時食事療養費の標準負担額は除く)を助成する。 対象者 ・ひとり親家庭の父または母と児童 ・養育者家庭の養育者と児童 ・児童の年齢は満18歳になった日以後の最初の3月31日まで。児童に一定の障がいがあるとき、高校等に在学しているときは、20歳未満まで。 ・児童扶養手当の所得制限に準ずる所得制限あり。 助成方法 ・県内医療機関で受診する場合は、医療機関に医療証と健康保険証を提示することにより、医療費を支払わずに受診できる。 ・県外医療機関で受診する場合は、領収書等により、医療費を還付している。	128,836	年間助成額(千円)	136,316	125,508	92.1%	ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図る。	-	扶助費削減に向け、適正受診等の啓発活動。	継続実施	
343	子育て政策課	未熟児養育医療費助成事業	○								指定養育医療機関に入院することを必要とする出生体重が2,000グラム以下または生活力が特に薄弱な乳児に対し、養育に必要な医療を行い、生活能力を得させる。 ・対象者の管理を行った。 ・対象者には養育医療券を発行するとともに、指定養育医療機関には養育医療給付決定通知書を発行し、養育に必要な医療を給付した。 ・対象者の医療費について、毎月国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金を通じて医療機関に支払った。 ・ホームページなどを通じて制度の周知を図った。	8,365	-	-	-	-	-	現状どおり事業を実施していく。	継続実施		
344	子ども子育て少政策支援課	市障害児通園施設「つくしんぼ教室」運営事業									児童福祉法第6条の2の2第2項に定める児童発達支援サービスを提供することで、児童の情緒の発達や日常生活に必要な基本的動作の習得、集団生活への適応が進むよう支援する。また、保護者が子どもの障がいを受容し、子どもの発達に応じた子育てをするための援助を行う。	37,994	通園児童数(延べ人数)	1,400	1,241	88.6%	児童発達支援は、民間事業者によるサービスも提供されているが、現在、発達に課題のある児童など利用者も増加傾向にあり、市の関係事業や民間事業者とも連携を取りながら実施していくことが必要	乳幼児期における早期療育(支援、訓練、相談)の提供により、障害児のより健やかな成長を促すとともに、安心して子育てできる環境づくりに繋がった。	つくしんぼ教室において、児童発達支援以外の保育所等訪問支援及び障害児相談支援を新たに実施することにより、関係機関との連携強化、発達段階に沿った支援の提供等、これまでとは別の視点で機能強化を図り、療育の効果を高めていく必要がある。	継続実施	
345	子ども子育て少政策支援課	保育所等訪問支援事業									保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行う。 現状、市内事業者は1事業者(ほうあんふじ)のみであり、サービスの供給量が著しく不足しているため、市の直営で実施する。 主に、つくしんぼ教室において児童発達支援サービスを利用している園児等を対象に、療育を専門とする保育士と臨床心理士等が保育所等を訪問して必要な支援を行い、つくしんぼ教室と保育園等の両面から療育効果の向上を図る。	2,760	対象児童数(人)	10	19	190.0%	市内事業者は1事業者(ほうあんふじ)のみであり、サービスの供給量が著しく不足しているため、市の直営で実施する必要がある。	主に、つくしんぼ教室において児童発達支援サービスを利用している園児等を対象に、療育を専門とする保育士と臨床心理士等が保育所等を訪問して必要な支援を行い、つくしんぼ教室と保育園等の両面から療育効果の向上を図る。	つくしんぼ教室において、児童発達支援以外の保育所等訪問支援及び障害児相談支援を新たに実施することにより、関係機関との連携強化、発達段階に沿った支援の提供等、これまでとは別の視点で機能強化を図り、療育の効果を高めていく必要がある。	継続実施	

家庭教育支援に関連する事業一覧(令和元年度事務事業評価)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的 保護者	対象年齢						事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R1 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
				妊 娠 期	0 歳 児	乳 幼 児	未 就 学 児	小 学 校	中 学 校			高 校 生	指標(単位)	R1 目 標	R1 実 績	達 成 割 合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開
346	子ども育 青少年 支援課	早期発達 支援事業								1,872	対象児童 数(人)	350	443	126.6%	保育所、幼稚園等を中心に乳 幼児健診、障害児保育、就学前 の連携など、市は各関係機関と のコーディネート役を担う必要が ある。	平成24年度から臨床心理士 等による巡回訪問の対象を 年々拡大してきており、民間施 設等に対する訪問回数が増え ている。一方で公立保育所で は対象児童が増加する中、保 育士がケース会議や研修会へ 積極的に参加するなどにより 障害児支援に対し自園でコー ディネートできる指導的な保育 士が養成され、訪問回数を抑 えるなどコストの抑制にも繋 がっている。	現状どおり事業を実施してい く。	継続 実施	
347	子ども 教育指 導課	おだわら子 ども若者 教育支援 センター 整備事業(新 規)								106,736	令和2年3 月初旬の 完成(%)	100	100	100.0%	乳幼児期から小・中学校、さら には卒業後においても、発達等 に関わる専門職による訓練や、教 育関係者と福祉の専門職の相談 連携等、切れ目のない支援体制 をさらに充実させる。 また、分散化されていた相談機 関を集約することで、支援経過の 引継ぎや、関係者によるケース 会議等が容易に行えるようにな り、相談に対する迅速かつ的確 な対応、家族に対する、よりきめ 細かい支援ができる。	ライフステージごとに別々に行 われていた相談・支援の窓口 を一元化し、ワンストップの相 談窓口とすることで、相談者に とって相談し易い環境となる。 また、発達に課題を抱える児童 等が増加している状況から、相 談を受ける行政側にとっても、 情報の共有や支援の連携、特 に就学後の支援の連携が図れ るようになる。	令和2年4月の当該施設の開 設に伴い整備事業は終了。 今後は施設の管理運営を行っ ていく。	廃止・ 休止	
348	保育 課	公立保育 所管理運 営事業								2,767	修繕等計 画(カ所)	45	31	68.9%	安心して子育てができる環境づ くりを総合的に推進するため、市 有施設である公立保育園の環境 整備は市の義務である。	児童の安全確保を助案しな がら、長寿命化を見据えた緊急 性等を鑑み計画的に修繕等 を実施した。 また、小破修繕については管 財課管轄係と調整し、期間、費 用の節減を図った。	引き続き安全な保育環境の 整備を行っていく。	継続 実施	
349	保育 課	民間施設 等運営費 補助事業								3,937,014	保育施設 数	37	68	183.8%	民間保育所等の健全な運営と 入所児童の処遇の向上が図られ るよう、施設に対する補助は必 要である。	民間保育所の安定した運営 によって児童の処遇向上が図 られるよう、公定価格に基づき 事業を実施している。	民間保育所の安定した運営 のため、引き続き事業を実施し ていく。	継続 実施	
351	保育 課	多様な保 育推進補 助事業								122,990	時間延長 型保育事 業費補助 金対象者 人数	15,700	9,631	61.3%	安心して子育てができる環境づ くりを総合的に推進するため、多 様な保育ニーズに合わせた補助 は必要である。	新規開設の認可保育所分園 2園、小規模保育事業のうち1 園で新たに延長保育が実施さ れた。	近年の発達障がい疑われ る児童の増加といった課題に 対応するなど、市内の保育 サービスの充実が図られるよう 民間保育所等に必要な助成を 行っていく。	継続 実施	
352	保育 課	認可外保 育施設支 援事業								187	補助対象 施設数	5	3	60.0%	当該施設に入所する児童の健 康や安全衛生面での適切な保育 水準を確保されるよう、市が補助 を行う。	保育所への入所申込者が増 加する中、待機児童については 微増に留まっており、他施策 と合わせ待機児童数の抑制に 効果的である。	引き続き、事業を実施してい く必要がある。	継続 実施	
353	保育 課	教育・保 育の提供 体制推進 事業								187,409	保育所等 の定員増 (人)	152	84	55.3%	全国的な課題となっている待機 児童対策や保育の質の確保の ため、率先して取り組むべき事 業である。 子どもを安心して産み・育てる環 境を整備していくことは、保護 者の方の雇用状況や出生率の回 復などに繋がるものであり、行政 として責任を持って進めていく べきものである。	小規模保育事業の施設整備に 当たり、事業者の公募を実施 し、より質の高い事業者の参入 を図っている。平成30年度は 公募により小規模保育事業(3 園)を設置したほか、認可保育 所の増築(1園)、企業主導型 保育開設(1園)開設などによ り、135人の定員増を行った。	平成31年4月1日の待機児童 数は11人であり、135人の定 員増を図ったこともあり、前年 度より6人減少している。現状 を踏まえ、官民一体となって 様々な方策を活用し、待機児 童の解消に向け取り組んでい く。	継続 実施	

家庭教育支援に関連する事業一覧(令和元年度事務事業評価)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的 保護者	対象年齢						事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R1 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性		
				妊 娠 期	0 歳 児	乳 幼 児	未 就 学 児	小 学 校	中 学 校			高 校 生	指標(単位)	R1 目 標	R1 実 績	達 成 割 合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方 向 性
354	保育課	私立幼稚園教育支援事業								私立幼稚園に通園する幼児の内科検診、歯科検診が確実に実施されるよう、各私立幼稚園に対し健康診断事業費の一部を補助する。私立幼稚園等に通園する幼児を持つ家庭の経済的負担を軽減するため、所得に応じて保育料・入園料の一部を補助する。	58,045	就園奨励費受給者数	1,111	815	73.4%	・内科・歯科検診は各学校における保健・安全に係る取組が確実に実施されるために、有効的な取組である。 ・就園奨励費補助金は、現在国が進めている、保育料無償化への取組と連動するものであり、補助金支給は妥当である。	内科・歯科検診補助金については、各幼稚園の園児数に応じた補助額への変更を検討したが、結論には至っていない。就園奨励費補助金については、国の要綱に準じた対象者、補助額に改定し支給した。	内科・歯科検診補助金については、引き続き、事業を実施していく必要がある。就園奨励費補助金については、幼児教育・保育の無償化の新制度開始に伴い、令和元年9月末で廃止となる。	見直し・改善	
355	保育課・教育指導課	就学前教育・保育充実事業(新規)								市全体の幼児教育・保育の質の向上に向け、公立・民間・幼稚園・保育所の職員参加により、子どもを主体とした質の高い教育・保育の推進を目的とする意見交換会を2回開催した。	0	意見交換会参加園数	62	31	50.0%	平成31年3月に「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」を策定し、幼児教育・保育の質の向上・確保の重要性をふまえ、公立の役割として、子どもの主体性を育む教育・保育を全市に拡大していくことや、公立認定こども園整備を位置付けた。これを受け、誰もが質の高い教育・保育を受けられる環境を醸成し充実させるため、市が主体的に働きかけを行う必要がある。	先進園の事例紹介や学識経験者の助言を交え、意見交換会を実施することで、質の向上に向けた取組の裾野を拡大していく。	学識経験者からの知見を交え、各教育・保育の現場における工夫や新たな取組を共有し合うことで、子どもの主体性を育む教育・保育を市全体に拡大していく。	継続実施	
356	青少年課	プレイパーク事業								地域社会全体で子どもの遊びや育成に関わり、子どもが本来持つ力を発揮しながら成長していける子どもにやさしいまちづくりを推進する。平成30年度は、市内の公園等4ヶ所で学習会を含め9回開催した。	238	事業実施回数	9	10	111.1%	まちづくりに子どもの育成環境という視点を取り込み、子どもにやさしい社会環境を整えることを目的とした事業であり、行政が関与すべきである。	子どもが育つ上での身近で重要な要素である「遊び」をテーマとしてプレイパークを実施し、子どもの成長と居場所づくりに寄与した。	野外での「遊び」を通じた子どもの育ちの場を、地域の大人たちが楽しみながら作る態勢とするため、本事業定着に向け、地域諸団体との連携強化を図っていく。	継続実施	
357	青少年課	子ども会支援事業								子どもたちが安心して集い、活動できる場づくりなど、子どもたちの豊かな育みの空間を形成することを目的とした事業。 次世代を担う子どもたちの心身の健全な発達を促進するためにさまざまな活動を行っている市子ども会連絡協議会への活動費の補助や事務局として活動を支援する。 さらに、子ども会連絡協議会への委託事業(青少年交流事業「チャレンジ アンドトライ」、スポーツ、レクリエーション競技及び文化発表を行う「ふれあい子どもフェスティバル」)により各学区を越えた交流の機会を設け、より広い視野とコミュニケーション力を育むことを目的とした事業。 平成30年度は7月に青少年交流事業「チャレンジ アンドトライ」、11月に「ふれあい子どもフェスティバル」を開催した。	825	補助金(千円)	532	510	95.9%	市は子どもの成長に有意義な子ども会活動を支えていくため、地域青少年団体である市子ども会連絡協議会に財政的な面での支援等を行う必要がある。地域を担う人材を育成するという公益性が高い事業であることから、行政が実施すべき事業である。	補助金が単位子ども会にまで行き渡るため、その活動の充実の一助になっている。単位子ども会の活動を支えることが、市子ども会連絡協議会の活動維持にもつながることとなる。	引き続き、子ども会連絡協議会との連携を図り、財政的な補助や委託事業の実施、さらには事務局として活動の支援を行っていく。	継続実施	
358	青少年課	地区健全育成組織支援事業								地域ぐるみの青少年育成活動体制を確立し、もって青少年の健全育成及び非行防止活動を推進するため、各地域の青少年健全のための育成組織(市内各地区青少年健全育成組織(24地区))が行う地域活動について活動費の補助を行うとともに、事務局として活動を支援する。また、補助金については、各地区の育成組織に対し世帯数に応じ交付を行う。	552	補助金(千円)	604	552	91.4%	地域の担い手となり得る地区健全育成組織が行う地域活動を活性化させるため、経済的支援を行う必要がある。	7段階の世帯割を適用し、育成組織の規模に応じた補助金の交付は、団体活動の支援し、青少年の健全育成に寄与している。	市内の先進的な取組を共有し、全市的な青少年育成活動の充実と活性化が図られるよう、引き続き支援していく。	継続実施	
359	青少年課	青少年育成推進員支援・活用事業								青少年の健全育成及び非行防止を図るため、青少年育成推進員を設置する。地域の青少年健全育成の指導者の立場になる青少年育成推進員を委嘱するとともに、同推進員の資質の向上と相互の連携を図ることを目的に設置された同協議会の活動について支援する。	5,734	委員会等開催数(回)	45	41	91.1%	青少年の健全育成及び非行防止は、地域と行政が一体となって社会全体で取り組むべき事業である。協議会活動は安定的に実施されており、各地区活動も適宜行われている。	青少年育成推進員の活動を支援していくことは、地域の大人が地域の子どもの見守り育てるという本市のめざす姿の実現に寄与している	市(全体)及び地域の青少年健全育成活動のけん引役となるよう、引き続き、青少年推進員の資質向上に向け、協議会活動を支援していく。	継続実施	
360	青少年課	地域の見守り拠点づくり事業								子どもたちの安全確保と健全育成を図るため、地域総ぐるみで子どもを見守り育てるという考えに基づき、学校や公民館等を活用し、体験活動等を通じた世代間交流の場を提供する事業。平成30年度は、新規の2地区を含め9地区で実施した。	1,325	実施地区数	14	13	92.9%	・地域主体の事業であるが、事業の継続と他の地区への広がりを支える意味において行政支援が必要である。 ・それぞれ地域の特色に応じた事業を展開しており、さまざまな体験活動や地域住民との交流を通じ、子どもたちの自主性や創造力の向上に繋がっている。	・年間の事業計画、規模、内容の実費相当額程度で事業実施をしており適切である。	学校が中心の居場所づくりを展開していくことから、放課後子ども教室事業と連携を図りながら、地区の実情にあった居場所づくりを実施していく。また、学校以外における公民館等を活用した居場所づくりも進めていく。	継続実施	



家庭教育支援に関連する事業一覧(令和元年度事務事業評価)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業	保護者	対象年齢						事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R1 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性		
					妊 娠 期	0 歳 児	乳 幼 児	未 就 学 児	小 学 校	中 学 校			高 校 生	指標(単位)	R1 目 標	R1 実 績	達 成 割 合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方 向 性
361	青少年課	情報発信支援事業									PTAや子ども会など、子どもに関連する地域の活動情報を集約し、発信する取組を支援することで、各団体の事業の活性化につなげ、地域における子どもを取り巻くネットワークの強化を図ることを目的とした事業。 平成30年度は、新規の1地区を含め8地区で実施した。	410	実施地区数	14	9	64.3%	地域主体の事業であるが、事業の継続と他の地区への広がりを支える意味において行政支援が必要である。自治会による配布や回覧により、地域内の子どもたちが平等に情報を得る環境づくりが図られている。それぞれ地域の特色が出た事業を展開しているが、子どもに関する情報を共有することが、子どもの見守りに寄与している。また、情報紙作成により各団体のネットワークが強化されることで、見守り拠点づくり事業へと発展することが期待できる。	情報の集約・編集や印刷等の実費相当額で事業実施を行っており適切である。	全地区実施に向け、毎年、地区数の拡大に努める。まちづくり委員会や青少年活動団体等に働きかけ、担い手の確保に努めていくとともに、既存の広報紙をうまく利用し、地域に負担があまりかからないような手法も検討していく。	継続実施	
362	青少年課	青少年環境浄化団体等支援事業									青少年に好ましくない環境を早期に発見し、社会環境の浄化活動を行うとともに、優良な環境の整備を図ることを目的とした事業。 青少年環境浄化推進委員協議会など関係機関と連携し、有害図書類の回収や青少年を取り巻く社会環境(カラオケボックス、インターネットカフェ等)の実態調査、薬物乱用防止キャンペーンへの参加などにより、社会環境の浄化を推進する。	59	社会環境実態調査出席者数(人)	4	5	125.0%	本事業は、区市青少年関係機関、団体等が協力して青少年を取り巻く環境の浄化及び優良な環境の整備づくりを推進するものであり、行政の関与は妥当である。	本事業は、報酬の伴わない青少年環境浄化推進委員を中心に実施されており、事業コストは適切である。 (※費用としては同推進委員協議会補助金59千円のみ)	環境浄化推進委員及び協議会は、令和元年度末をもって廃止する予定である。 ただし、有害図書類の回収(白ポスト投函物の回収)は、利用状況に合わせ段階的に撤去していく。また、県との合同開催である(予算は隔年)健全育成講演会は引き続き実施していく。	廃止・休止	
363	青少年課	街頭指導活動等充実事業									非行の恐れのある青少年の早期発見を図り、適切な指導等を行うことにより青少年の健全育成を効果的に行うとともに、必要に応じ青少年育成推進員に対し、指導技術の助言等を行う事業。 青少年の非行を未然に防止するため、警察官OBを青少年専任補導員(3人)に委嘱し、街頭指導パトロールを実施する。	5,490	街頭指導件数	400	178	44.5%	次代を担う青少年の健全育成及び非行防止に努めることは、市の責務であり、市の役割として取り組むべき事業である。 青少年による怠学や喫煙等の問題行動に、愛情をもって声掛けを行う街頭指導パトロールは、非行の未然防止に成果を上げている。	青少年専任補導員数及び街頭指導件数とその対応から考えて、現在のコストは概ね適切である。 街頭指導活動については、地域の特性に合わせて、独自に各地区の育成組織や推進員等が夜間パトロール等を実施しており、非行の未然防止に成果を上げている。	当面は青少年専任補導員や青少年育成推進員等によりパトロール等を実施していく。 青少年専任補導員の職務等については再検討の必要がある。	継続実施	
364	青少年課	青少年と育成者のつどい開催事業									青少年育成者相互の連帯を強めるとともに、青少年問題に対する市民の関心を一層高めることを目的に実施する事業。 小田原市青少年育成推進員協議会と協力し、1部を中学生の主張発表、2部を青少年善行賞等表彰とする2部構成の「青少年と育成者のつどい」を開催する。 平成30年度も例年どおり12月に開催した。	468	参加者数(人)	300	203	67.7%	市内中学生の発表の場、青少年や青少年団体の表彰の場とともに、青少年問題に対する市民の関心を一層高めるために開催することから市が関与することが妥当である。 多くの市民が参加し、育成者功労者の活動周知、中学生の思いを知る機会の提供を通じ、青少年問題に対する関心が高められ、青少年団体や自治会、推進員の交流が行われている。	青少年育成推進員協議会等、関係団体の協力により必要最小限の経費にて実施している。特に表彰に係る経費は、平成29年度より褒賞基金から繰入している。 学校関係者、各種青少年関係団体等、市民の協力を得られている。 青少年と育成者に対する理解を深める場を提供する事業は当事業のみである。	指導者の活動周知や中学生の思いを知る機会の提供を通じ、青少年問題に対する関心を高め、今後、多くの集客が得られるよう青少年育成推進員協議会と連携しながら継続実施していく。	継続実施	
367	青少年課	指導者養成研修・派遣事業									「おだわら自然楽校」を開催し、コミュニケーションやリスクマネジメント、グループづくりなど実践的な研修を実施し、指導者として必要な知識や技術の習得を図り、地域での青少年育成に係る担い手を育てることを目的とした事業。 なお、研修受講者は、本市が実施する体験学習や指導者派遣事業(市内小学校の宿泊体験学習への派遣)において指導者として活躍する。 平成30年度は、指導者養成研修事業については年間を通じ8回、指導者派遣事業については年間を通じ10回実施した。	944	参加者数(人)	210	246	117.1%	小学校や地域が行う体験活動を支援する指導者養成という観点から、行政が取り組むべき事業である。 指導者養成研修事業と派遣事業との連携が深く、指導者を養成していくスキームとして十分機能していると言える。	受講生から負担金を徴収しており、研修材料費も必要最小限に努めるとともに、安価な報酬にて著名な研修講師を招くなど、事業コストを抑え効果的な取組に努めている。	養成研修事業の内容を精査し、毎年、魅力ある充実した事業にすること及び実践の場の提供を継続していくことで、新規指導者の確保につなげていく。	継続実施	

家庭教育支援に関連する事業一覧(令和元年度事務事業評価)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的 保護者	対象年齢							事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R1 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
				妊 娠 期	0 歳 児	乳 幼 児	未 就 学 児	小 学 校	中 学 校	高 校 生			指標(単位)	R1 目 標	R1 実 績	達 成 割 合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方 向 性
368	青少年課	青少年リーダー育成事業								研修等を通じ、学校や学年の異なる仲間の輪を広げ、自主性、自立心、協調性、積極性などリーダーとして必要な意識を育て、地域における青少年活動のリーダーを養成する。 青少年リーダーである中学生から高校生を対象としたジュニアリーダー、さらには18歳以上を対象としたシニアリーダーにつながる青少年リーダーの育成を図る。 平成30年度も、主たる事業となる年4回のプログラムで構成する地域青少年リーダー養成講座を実施した。	601	養成講座参加人数(人)	48	46	95.8%	地域の青少年活動のリーダーを育成するという観点から、行政が関与して取り組むことは妥当である。	ジュニアリーダー、シニアリーダーとも、基本は自らの年会費により運営しており、市が事務局を担っている。 青少年リーダー育成については、青少年育成推進員による研修機会の提供を受け、異年齢間での研修を実施する等、他団体と協力しながら青少年リーダーのスキルアップを図っている。 養成講座は、参加者からの適正な負担金を徴収し、必要最小限の経費で運営している。	主事業となる「地域青少年リーダー養成講座」の内容をきちんと精査し、将来の指導者確保につながるような充実した事業にしていく。	継続実施	
369	青少年課	体験学習事業								小田原の持つ豊かな自然や資産、なりわいなどを活用し、異なる世代が参加し、交流しながらさまざまな体験学習を実施する。学校や世代を超えた交流による体験学習を通じ、子どもたちの自主性・自立心・協調性・創造性など豊かな人間性を育む。 平成30年度は、8月3日～5日の1回(7月28日～30日は台風のため中止)、2泊3日で「あれこれ体験in片浦」を実施し、さらには、10月20日「いこいの森であれこれクッキング」、2月9日「おだわらリサーチ」、2月9日「1日ジュニアリーダーズクラブ体験&ビザパーティー」、3月9日「あれこれ発見RPGin城下町」を実施した。	2,563	参加者数(人)	120	123	102.5%	青少年教育や青少年育成は、行政が取り組むべき事業であり、体験学習の実施は、他の事業との関連性も深く、一定の効果が得られていることから行政の関与が必要である。	地域・世代を超えた体験学習実行委員会へ委託することで円滑に事業の実施がされている。事業コストについては、参加者から適正な負担金を徴収しており、適切である。 指導者養成研修事業における指導者の活躍の場を提供することでさらなるスキルアップにつながっている。 体験学習事業では、保護者から参加者の成長を喜ぶ声が数多く届いている。	主事業となる「あれこれ体験in片浦」事業は片浦地区の地域資源を活かした事業であり、体験学習としての効果が高く、子どもたちの人気も高いことから、事業を継続していく。 また、将来の指導者確保を図るため、ジュニアリーダーズクラブへの加入促進を目的とした複数の事業も継続していく。	見直し・改善	
370	子ども青少年課 支援課	相談及び自立支援充実事業								青少年の健全育成及び非行防止を図るための拠点として、青少年相談センターを設置する。 施設の清掃委託、相談用の自動車管理など、青少年等が安心して相談できる環境を整えるための施設の管理業務を実施する。  【令和2年3月31日で廃止(使用中止)】 → No.347 おだわら子ども若者教育支援センターへ機能集約	1,960	相談件数(件)	450	361	80.2%	青少年や保護者等の悩みや不安を取り除き、青少年の非行防止や健全育成に努めることは、最も身近で相談しやすい市が関与すべきものである。 また、相談業務は個人情報の取扱いが主となることから、その性質上、民間委託や市民協働の手法はなじまない。 相談内容については、現状の相談体制(2名)で概ね適切な対応ができており、一定の成果を上げている。	青少年相談員数及び相談受理件数とその対応から考えて、現在の事業コストは適切である。	令和2年度に(仮)おだわら子ども教育支援センターに移転することから、他の相談業務との連携等について検討する。 相談員のさらなるスキルアップを図るため、研修会等へ派遣する。	継続実施	
371	青少年課	青少年相談センター管理運営事業								青少年の健全育成及び非行防止を図るための拠点として、青少年相談センターを設置する。 施設の清掃委託、相談用の自動車管理など、青少年等が安心して相談できる環境を整えるための施設の管理業務を実施する。  【令和2年3月31日で廃止(使用中止)】 → No.347 おだわら子ども若者教育支援センター整備事業(新規)へ機能集約	1,960	相談件数(件)	450	361	80.2%	次代を担う青少年の健全育成及び非行防止のための相談施設を設置することは、市の責務であり、市の役割として取り組むべき事業である。 青少年の健全育成、非行防止、青少年相談等の拠点として有効に利用されており、概ね意図した成果が得られている。	現状では安価な経費で管理運営ができていたが、今後のセンターの在り方いかんによっては、多額の経費を要することも予想される。	令和2年度に(仮)おだわら子ども教育支援センターに移転する予定である。 現在の施設については、公共施設マネジメント課と調整中である。	見直し・改善	
563	教育総務課	放課後児童健全育成事業	○							保護者の就労や疾病等で、放課後に保護者のいない小学生を対象として安全な居場所を提供する事業。 市内24小学校(片浦小休所中)で放課後児童クラブを開設しており、小学1年生から6年生までの約1,500人の児童を放課後、あるいは、土曜日や夏休みなどの長期休暇期間に受け入れ見守りを行っている。	216,561	-	-	-	-	-	-	・入所児童数の増加に対応するため、新たなクラブ室の増設に向けた学校との調整を行った。 ・指導員不足を解消するため、様々な機会を通じて、募集を行った。	引き続き、放課後児童クラブを運営するとともに、放課後子ども教室との一体的な運営や連携について研究しながら、効率的な運用を図る。	継続実施

家庭教育支援に関連する事業一覧(令和元年度事務事業評価)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的保護者	対象年齢						事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R1 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
				妊 娠 期	0 歳 児	乳 幼 児	未 就 学 児	小 学 校	中 学 校			高 校 生	指標(単位)	R1 目 標	R1 実 績	達 成 割 合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開
564	教育総務課	放課後子ども教室推進事業							放課後子ども教室は、全ての子どもを対象に、放課後の時間、小学校の余裕教室等を子供の安全・安心な活動拠点として活用し、地域の方々の参画等を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を創出するもの。 平成29年度までに11校に設置しており、平成30年度に新たに7校に設置し、計18校で延べ793回実施、1回あたりの参加児童は平均24人であった。参加児童の保護者に対するアンケートでは、来年度以降も参加する予定であるとの回答が全体の86%あり、満足度は高い。	21,542	開設小学校数(校)	25	25	100.0%	学校を拠点に、地域の方々の協力を得ながら実施することで、児童が心豊かで、健やかに育まれることにつながっている。	青少年課所管の「地域の見守り拠点づくり事業」と連携し、「学校を中心とした居場所づくり」をする中で、地域の方に協力いただき、体験活動の新規実施や拡充につなげた。	令和元年度に全ての小学校への設置が完了することから放課後児童クラブとの一体的な運営や連携について研究しながら、効率的な運用を図る。	継続実施	
565	教育総務課	学校教材整備・管理事業(小学校)							1 学校配当予算 学校の教材、図書、保健、給食関係消耗品や学校用備品等に支出する経費を教育費の予算の一部から各学校に配当するもの。  2 理科教育用備品整備(法令上の実施義務有り) 理科教育用備品の整備を図る。	102,031	児童1人当たりの配当額(円)	11,458	11,323	98.8%	予算を配当し、各種消耗品や備品等を各校の判断で購入することで、各学校現場の実情に合わせた整備・管理につながっている。	各種消耗品や備品などの管理・購入等を迅速に行うことにつながる。	各校ごとに年間執行計画に沿って予算執行をしており、適正な予算管理及び執行のためにも予算の配当は必要であることから、今後も継続していく。	継続実施	
566	教育総務課	学校教材整備・管理事業(中学校)							1 学校配当予算 学校の教材、図書、保健、給食関係消耗品や学校用備品等に支出する経費を教育費の予算の一部から各学校に配当するもの。  2 理科教育用備品整備(法令上の実施義務有り) 理科教育用備品の整備を図る。	59,419	生徒1人当たりの配当額(円)	12,913	13,735	106.4%	予算を配当し、各種消耗品や備品等の購入を各校の判断で購入することで、各学校現場の実情に合わせた整備・管理につながっている。	各種消耗品や備品などの管理・購入等を迅速に行うことにつながる。	各校ごとに年間執行計画に沿って予算執行をしており、適正な予算管理及び執行のためにも予算の配当は必要であることから、今後も継続していく。	継続実施	
567	教育総務課	教材等整備・管理事業(幼稚園)							幼稚園の教材、備品等に支出する経費を教育費の予算の一部から各園に配当するもの。	3,281	園児1人当たりの配当額(円)	8,377	11,760	140.4%	予算を配当し、各種消耗品や備品等の購入を各園の判断で購入することで、各園現場の実情に合わせた整備・管理につながっている。	各種消耗品や備品などの管理・購入等を迅速に行うことにつながる。	各園ごとに年間執行計画に沿って予算執行をしており、適正な予算管理及び執行のためにも予算の配当は必要であることから、今後も継続していく。	継続実施	
568	学校安全課	食育啓発事業							小・中学校における食育を推進するため、栄養教諭や学校栄養職員が地場産物や郷土の食文化を継承した給食を生きた教材として活用するとともに、食に関する指導や教科に関連した授業を行う。 また、成長期の子どもたちが望ましい食習慣を身に付けるために家庭、地域に向けた食育の普及啓発を行う。	0	朝食を毎日食べている児童生徒(%)	95.0	93.1	98.0%	学校給食法、食育基本法、国や県の食育推進計画、小田原市食育推進計画に基づいて、小中学生の望ましい食習慣や食に関する知識を身に付けさせるという教育活動である。また、家庭等に向けた食育の普及啓発事業であるので、行政が実施すべき事業である。	毎年市内商業施設で実施している学校給食展は、平成30年度も小田原地下街HaRuNe小田原で実施し、多くの市民等に啓発を図ることができた。JAや民間企業と連携し、体験コーナーや食育に関するスタンプラリーを実施し、児童・生徒の来場者が増加した。また、保護者だけでなく、広く市民に食育の啓発が図れた。	引き続き、適切に事業を実施する。	継続実施	
569	学校安全課	健康診断事業	○						学校保健安全法第13条に基づき、定期健康診断を行うとともに、通常の健康診断で判断しきれない疾患について精密な検診・判定し、児童・生徒の健康を維持する目的で継続観察を行う。 ・心臓疾患検診 ・腎臓疾患検診 ・脊柱側弯症検診 ・学校保健安全法第11条に基づき、小学校に入学前の健康状況を把握することを目的とし、就学時健康診断を行う。	83,877	-	-	-	-	児童生徒の通常の健康診断の受診率はほぼ100%であり、更に専門医による検診を行い絞り込んでいる。また、本人の疾病に対して、学校・保護者及び医療機関と連携を密にとり、きめ細かな対応を行っている。	引き続き、適切に事業を実施する。	継続実施		
570	学校安全課	保健教育事業							不確かな性情報が氾濫している情報化社会の中、性に対する正しい知識の普及を図るため、中学生に対して、学校単位で性教育講演会を開催する。	1,939	開催校数(校)	11	8	72.7%	対象を中学校の3年間で必ず1回は受講できるように計画している。また、教育活動として実施しており、行政で取り組む事業である。 中学生から多くの感想が寄せられており、正しい知識の普及がなされている。	専門性をもった身近な方々(医師等)を講師とするため、講演会がより専門的になり、付加価値もつけられる。	引き続き、適切に事業を実施する。	継続実施	
571	学校安全課	学校災害給付事業							児童・生徒等が、学校(園)管理下において事故に遭った際に、各種保険制度(日本スポーツ振興センター災害共済給付及び全国市長会学校災害賠償補償)を利用し、円滑な学校運営に努めるとともに、適切に治療ができるようにする。	14,030	各種保険制度への加入率(%)	100.0	100.0	100.0%	学校運営の円滑な実施に資するため、各種保険制度の利用による災害給付は、行政が実施すべき事業である。	事故に遭った際に、各種保険制度の利用を促している。	引き続き、適切に事業を実施する。	継続実施	

家庭教育支援に関連する事業一覧(令和元年度事務事業評価)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的 保護者	対象年齢							事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R1 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
				妊 娠 期	0 歳 児	乳 幼 児	未 就 学 児	小 学 校	中 学 校	高 校 生			指標(単位)	R1 目標	R1 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向 性
572	学校安全課	学校給食事業								学校給食の適切な運営を進め、安心・安全で栄養バランスのとれた学校給食を提供する。	368,945	学校給食における市内産含む県内産地場産品利用率(%)	30.0	23.2	77.3%	学校給食法第4条(義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。)、11条(学校給食は学校給食に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする)に規定されており、行政が実施すべき事業である。	正規調理員の退職に合わせて、給食調理業務の委託化を進めている。	給食調理業務については、委託時期、委託調理場の検討を行い、効率的な給食運営を図る。	継続実施	
573	学校安全課	学校施設維持・管理事業(小学校)								学校施設の運営に係る光熱水費・委託料等の経常的業務の管理、校舎等の維持・管理工事や校庭整備(芝生化含む)を行い、子ども達に教育の場を提供する事業。 学校施設の維持・管理に必要となる電気・ガス・水道などのライフラインの整備と維持、小破修繕、外壁や雨漏り等の管理工事、機械警備や樹木整枝剪定などを行い、児童が安心して学べる場を提供する。	1,507,855	学校要望に対する工事実施率(%) ※No.573、574、575、578は合算した同一の指標を用いています。	100.0	21.0	21.0%	学校教育法の規定により、学校施設は、その設置者である市が管理義務を負うこととなっていることから、市が管理し、その経費を負担することが必要であり、市が実施すべき事業である。	学校施設の維持・管理における修繕等について、専門職を配属し、担当内で修繕等の進捗を管理することで、業務の効率化を図ることが可能である。	学校施設の老朽化に対応するため、「小田原市学校施設整備基本方針」に基づき、短期計画を実施してきた。今後は、本市全体の公共施設再編基本計画との整合を図りながら、学校施設の長寿命化や機能向上を含めた再整備計画策定を目指すため、短期計画を見直す。	継続実施	
574	学校安全課	学校施設維持・管理事業(中学校)								学校施設の運営に係る光熱水費・委託料等の経常的業務の管理、校舎等の維持・管理工事や校庭整備を行い、子ども達に教育の場を提供する事業。 学校施設の維持・管理に必要となる電気・ガス・水道などのライフラインの整備と維持、小破修繕、外壁や雨漏り等の管理工事、機械警備や樹木整枝剪定などを行い、生徒が安心して学べる場を提供する。	759,173	学校要望に対する工事実施率(%) ※No.573、574、575、578は合算した同一の指標を用いています。	100.0	21.0	21.0%	学校教育法の規定により、学校施設は、その設置者である市が管理義務を負うこととなっていることから、市が管理し、その経費を負担することが必要であり、市が実施すべき事業である。	学校施設の維持・管理における修繕等について、専門職を配属し、担当内で修繕等の進捗を管理することで、業務の効率化を図ることが可能である。	学校施設の老朽化に対応するため、「小田原市学校施設整備基本方針」に基づき、短期計画を実施してきた。今後は、本市全体の公共施設再編基本計画との整合を図りながら、学校施設の長寿命化や機能向上を含めた再整備計画策定を目指すため、短期計画を見直す。	継続実施	
575	学校安全課	施設維持・管理事業(幼稚園)								施設の運営に係る光熱水費・委託料等の経常的業務の管理、園舎等の維持・管理工事や園庭整備(芝生化含む)を行い、子ども達に普通教育の場を提供するための事業。 施設の維持・管理に必要となる電気・ガス・水道などのライフラインの整備と維持、小破修繕、外壁や雨漏り等の管理工事、機械警備や樹木整枝剪定などを行い、園児が安心して学べる場を提供する。	30,637	学校要望に対する工事実施率(%) ※No.573、574、575、578は合算した同一の指標を用いています。	100.0	21.0	21.0%	学校教育法の規定により、学校施設は、その設置者である市が管理義務を負うこととなっていることから、市が管理し、その経費を負担することが必要であるため、市が実施すべき事業である。	施設の維持・管理における修繕等について、専門職を配属し、担当内で修繕等の進捗を管理することで、業務の効率化を図ることが可能である。	学校施設の老朽化に対応するため、「小田原市学校施設整備基本方針」に基づき、短期計画を実施してきた。今後は、本市全体の公共施設再編基本計画との整合を図りながら、学校施設の長寿命化や機能向上を含めた再整備計画策定を目指すため、短期計画を見直す。	継続実施	
576	学校安全課	教育ネットワーク整備事業								学校施設へパソコン等の情報機器を整備するとともに、教育ネットワークを拡充した校内LANを整備し、情報セキュリティーを確立し、学校教育に係る情報保護対策を図る。時代に合ったICT環境を整備することで、児童・生徒にとっての望ましい教育の展開や教職員の事務処理の効率化を図る。	201,077	教育ネットワーク環境整備校数(校)	36	36	100.0%	小田原市立学校の教育環境の改善、情報教育の向上に資するものであり、市が取り組むべきものである。また、小田原市立の全小・中学校に整備したものであり、受益者の偏りはない。 各校の情報教育・情報発信の充実化が図られ、教職員の多忙化解消にも繋がっていることから、意図した成果は得られている。	平成30年11月に行ったシステム更新でセキュリティ強化を行うとともに、システム及び複合機の機能向上を図った。このことにより利用者の利便性の向上を図るとともに校務を効率化することができた。	システムの維持管理を行うとともに、新学習指導要領等の教育上の変化に即したシステムを構築し、子供たちの教育環境及び教職員の職務環境の改善に努める。	継続実施	

家庭教育支援に関連する事業一覧(令和元年度事務事業評価)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的 保護者	対象年齢						事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R1 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性		
				妊 娠 期	0 歳 児	乳 幼 児	未 就 学 児	小 学 校	中 学 校			高 校 生	指標(単位)	R1 目 標	R1 実 績	達 成 割 合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方 向 性
577	学校安全課	校庭・園庭芝生管理事業							児童・園児の運動時における安全性の確保や砂塵防止などに資するため、校庭・園庭の芝生化や維持・管理を行う。	2,993	校園庭全面芝生化施設数(校・園)	7	7	100.0%	児童・園児の安全性の確保や教育環境の改善に資するものであることから、市が関わるべきものではあるが、事業内容を鑑みると、民間や地域による実施も可能である。 学校・幼稚園のほか地域との合意形成が必要となることから、実施施設に限られており、受益者に偏りがある。 教育現場から児童・園児のケガの防止に繋がっているとの声があることから、一定の成果は得られている。	部分芝生化を進めるとともに、効率的な芝生の維持・管理を行うため、事業の委託化へ向けて一部を予算措置することができた。	今後は、既芝生化施設の維持・管理に努める。	継続実施		
578	学校安全課	給食調理施設・設備整備事業							学校給食施設・設備及び備品等の維持修繕や整備・更新を進める。	29,697	学校要望に対する工事実施率(%) ※No.573、574、575、578は合算した同一の指標を用いています。	100.0	21.0	21.0%	学校給食法第4条、(義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。)11条(学校給食は学校給食に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする)に規定されており、行政が実施すべき事業である。	施設の維持・管理における工事等について、関係所管と連携を密にし、効率的な業務執行に取り組んでいる。 また、老朽化が見受けられる給食施設の今後の整備の方向性を検討した。	本市全体の公共施設再編基本計画との整合を図りながら、学校施設の長寿命化や機能向上を含めた再整備計画策定を目指すとともに、給食施設の整備の方向性を定めていく。	継続実施		
579	教育指導課	学力向上支援事業							子供の学力を向上させるため、児童生徒にきめ細かな教科指導の充実を図ることを目的として、教科指導の際に十分な指導スタッフ、特に少人数指導やチームティーチングなどの指導体制をとるための人員を配置する。 【少人数スタッフ】小学校において、少人数指導または、チームティーチングによるきめ細かな学習指導法により、児童生徒の確かな学力の定着を図るために少人数指導スタッフを派遣した。 【免許教科外教科教員】中学校において、全教科の教員が配置できない際に、免許教科外教科教員配置等の是正を図るため、学校の状況に応じて、教員のいない教科について、その教科の専門性を持つ市費非常勤講師を派遣した。 【教科指導充実非常勤講師】中学校において、学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程を編成する上で必要な教員が配置できない際に、配置等の是正を図るため、学校の状況に応じて、その教科の専門性を持つ市費非常勤講師を配置した。	16,157	スタッフ派遣校の割合(%)	100.0	100.0	100.0%	児童生徒の学力向上に向けては、国の定める教職員定数による配置では、個に応じたきめ細かな指導が難しいため、市費による非常勤講師の派遣が求められる。	少人数指導やチームティーチングを実施することで、児童生徒一人一人に目が行き届き、個に応じた指導ができる。国の教職員定数で配置できない、教科の専門性を持った教員が配置できている。	継続実施予定。	継続実施		
580	教育指導課	外国語教育推進事業							【事業目的】 国際理解教育と外国語教育を推進するため、小・中学校に6名の外国語指導助手(ALT)と10名の小学校英語専科非常勤講師を配置し、外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。 【実施内容】 ALTについては、市内の小・中学校を6つのグループに分け、各グループに1名配置し、授業を行った。小学校英語専科非常勤講師については、移行期間措置として増えた15時間分の授業を行った。 【成果(実績)】 H30は、学校規模に応じて、小学校へは27日～45日、中学校へは12日～28日、ALTを配置した。小学校英語専科非常勤講師については、小学校の規模に応じて、15日～23日配置した。	28,685	ALT配置校の割合(%)	100.0	100.0	100.0%	外国語教育の充実及び国際理解教育の推進を図るとともに、子どもの外国語に対する興味・関心を高め、コミュニケーション能力の育成を図るために、ALTの配置が求められる。しかしながら、国や県から配置はないため、市で配置していく必要がある。	児童生徒が外国語や外国の文化をより身近なものにとらえられるようになった。英語表現を日常的に使う姿が見られるようになった。	小学校外国語教科化に備えて、ALT等の配置日数が適切かどうか、また増加する授業時間数への対応等を検討していく。	継続実施		

家庭教育支援に関連する事業一覧(令和元年度事務事業評価)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的 事業	保護者	対象年齢						事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R1 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性		
					妊 娠 期	0 歳 児	乳 幼 児	未 就 学 児	小 学 校	中 学 校			高 校 生	指標(単位)	R1 目 標	R1 実 績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向 性
581	教育指導課	読書活動推進事業									17,967	学校司書配置校の割合(%)	100.0	100.0	100.0%	・学習支援の実施や、児童生徒の読書活動の充実を図るためにも、学校司書の配置は必要である。 ・本棚の整理や配架の工夫、掲示物や飾りつけの充実が見られるなどの成果が得られている。	・これまで、業務委託による学校司書の配置であったが、平成29年度から、市直接雇用による学校司書の配置に変更した。 ・教育ネットワークを活用して蔵書数や蔵書一覧を管理・運用するようにした。これにより、市内36校の蔵書一覧の確認や他校の図書を検索することが可能となった。	継続実施予定。	継続実施		
582	教育指導課	人権教育事業									114	人権研修会参加者数(人)	115	109	94.8%	教職員一人ひとりの人権感覚を高め、子どもへの接し方を学ぶとともに、今日的な人権課題について、知識の習得と実践力の向上を目指し、各校の人権教育の推進に生かしていくために必要である。	研修会の講話の前に北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権についての啓発視聴覚教材を参加者全員で視聴した。 様々な人権上の課題について学ぶことができるよう、研修会のテーマを計画的に設定している。	継続実施予定。	継続実施		
583	教育指導課	情操教育充実事業									2,207	おだわらっ子ドリームシアター開催(回) 小学校音楽会の実施(1回)	2	2	100.0%	「おだわらっ子ドリームシアター」については、小学校4年生全員を対象とし、劇団四季の寄付により実施している。本事業を学校での他の教育活動と関連させて効果をあげている事例もみられる。「小学校音楽会」についても、他校の学習成果を見聞きすることで子どもたちが多様に学習することができ、それぞれ、十分な成果を上げていると考えている。	「おだわらっ子ドリームシアター」は、『こころの劇場』の提供により、劇団四季の公演費(約600万円相当)の必要がなく、市民会館での設営経費及び児童輸送費のみの負担であることから、適切であると考えている。 「小学校音楽会」も運営は運営委員会が行い、児童輸送費のみの負担であることから、適切であると考えている。	「おだわらっ子ドリームシアター」は、「こころの劇場」の提供を希望しても実現できない他の自治体は多い。今後とも、劇団四季からの寄付が受けられるよう、確実な運営と交渉を進めていきたい。 R2年度以降の「小学校音楽会」の実施については、検討中である。	継続実施	継続実施	
584	教育指導課	体力・運動能力向上事業									951	新体力テストの総合評価が上位層(A~C層)の児童生徒の割合(%)	80.0	77.4	96.8%	指導員の派遣により、より意欲的に運動・スポーツに取り組む児童の様子がみられる。 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果からも、本事業は有効な事業であると評価できる。	指導員派遣に際して、指導主事・専門監を派遣して指導員の指導・監督を務めている。 著名なアスリート派遣について、県アスリートネットワークと連携し、学校からの要望に応えた派遣を行っている。 日体大との「体育・スポーツ振興に関する協定」に基づき、学生アスリートを2小学校へ派遣をすることができた。	継続実施予定。 (R2までで終了予定)	継続実施		
585	教育指導課	部活動活性化事業									3,793	部活動地域指導者派遣者数(人)	45	45	100.0%	中学校の部活動に対し、学校の実情に合わせ、顧問の協力者として技術面の指導を中心に行う部活動地域指導者を派遣するとともに、各種大会への参加を支援することにより、部活動の活性化を図る。 【内容】 市内中学校の部活動の活性化に向けて部活動地域指導者の派遣を行う。 (全校に対し、平成30年度は計42名を派遣した。 小田原・足柄下地区中学校体育連盟が実施する地区中学校総合体育大会の開催や、各種大会への選手派遣、その他中学校体育の振興を図るために実施する事業に対し、その一部を補助する。 全国大会・関東大会に参加する生徒の派遣費を補助する。	部活動地域指導者の派遣については、市内全中学校へ派遣できるよう、また、学校規模等も鑑みての派遣を実施している。	部活動指導員の増員を検討する。	見直し・改善		

家庭教育支援に関連する事業一覧(令和元年度事務事業評価)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的 保護者	対象年齢						事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R1 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
				妊 娠 期	0 歳 児	乳 幼 児	未 就 学 児	小 学 校	中 学 校			高 校 生	指標(単位)	R1 目 標	R1 実 績	達 成 割 合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開
586	教育指導課	共同研究事業							【事業内容】 学校教育の課題解決や対応を図るため、学習指導要領に対応する学習指導法や今日的な課題についての研究を進めることで、児童生徒一人ひとりの幸せな育ちをめざす。課題ごとに1~2年間の研究を行い、成果報告をしていく。 【内容】 「小田原近代教育史の編纂」(H30は、2年目が終了) 「小学校外国語の指導と評価に関する研究」(H30は、1年目が終了) 「ICTを活用した授業作りに関する研究」(H30は、1年目が終了) 【成果(実績)】 「小田原近代教育史の編纂」では平成10~平成30年の編纂を終え、教育史を完成させた。「小学校外国語」と「ICTを活用した授業」については研究員が研究授業を行い、今後の課題を確認した。	72	共同研究数(本)	3	2	66.7%	緊急又は将来要求される教育課題をテーマに、教職員によるグループを組織して研究を進め、研究成果を広く共有することにより本市での学校教育の課題への対応と、教職員の資質向上を図っている。	・小田原近代教育史の編纂(2年目) ・小学校外国語の指導と評価に関する研究(1年目) ・ICTを活用した授業に関する研究(1年目)  小田原近代教育史の編纂については、平成10年~平成30年までの編纂を終え、教育史を完成させた。	継続実施予定。	継続実施	
587	教育指導課	二宮尊徳学習事業						子どもたちが二宮尊徳翁の事績等を学習することにより、郷土の先人を愛する心を育てると共に、自己の生き方の一助とすることを目的として市内全小学校において実施する。 【内容】 市立小学校全25校に対して、尊徳学習推進費を予算に計上し、各校における尊徳学習を支援し、年度末には学習の成果の展示会を開催した。	111	学習の成果の展示会の開催(回)	1	1	100.0%	全小学校において、小学校4年生を中心に、二宮尊徳について学習する。二宮尊徳についての講話を聞いたり、尊徳記念館を見学したり、資料等から二宮尊徳について調べたりし、学習したことを様々な形でまとめている。これらの活動を通して、郷土の偉人を知り、郷土を愛する心を育てている。	全小学校において、小学校4年生を中心に、二宮尊徳について学習した。二宮尊徳についての講話を聞いたり、尊徳記念館を見学したり、資料等から二宮尊徳について調べたりし、学習したことを様々な形でまとめている。これらの活動を通して、郷土の偉人を知り、郷土を愛する心を育てている。	継続実施予定。	継続実施		
588	教育指導課	郷土学習推進事業						小学校社会科副読本「わたしたちの小田原」(小学校3年生対象)、郷土読本「小田原」(中学校1年生対象)、理科副読本「小田原の自然」(小学校4年生対象)を作成、配布し、社会科・理科等での活用を図ることにより、郷土に対する興味・関心や探究心を高め、郷土を愛する心情を養う。 また、理科副読本「小田原の自然」を活用した自然観察会の実施により、郷土の自然に対する興味・関心や探究心を高め、自然を愛する態度を養う。 【内容】H30は、下記を実施した。 ・小中学校理科副読本「小田原の自然」の改訂 ・小学校社会科副読本「わたしたちの小田原」の改訂 ・中学校社会科副読本「郷土読本小田原」の改訂 ・自然観察会の実施	2,299	自然観察会の実施(回)	6	5	83.3%	小田原のよさをいかした教育の推進を図ることができる。理科や社会科、総合的な学習の時間等で副読本が活用されており、児童・生徒の郷土の文化や自然に関する興味関心は高まっている。しかし、さらなる有効な活用について、一層の研究が必要である	必要最小限度の事業費で行っている。教職員等が自ら取材、制作、編集を行っている。	継続実施予定。	継続実施		
589	教育指導課	特色ある学校づくり推進事業						市内幼稚園、小・中学校に委託し、「子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支えていく学校づくり」をめざして、学校のグランド・デザインをもとに、子どもや教職員、保護者、地域の方々の願いを生かし、特色ある学校づくりを推進する。事業実施にあたり、園・学校が地域とともに構成する既存の研究会に委託した。	8,415	事業実施校・園数	42	42	100.0%	本市の教育目標を実現していくために必要不可欠な事業であり、市が関与して実施するべきである。各園、各校がそれぞれの特色を生かした事業を推進することで、全ての子どもたちの幸せにつながる。単年度委託ではあるが、それぞれの園・学校が中・長期的な視野を持って取り組んでおり、特色ある学校づくりが展開されている。	・地域の方の協力により成り立っていると多く、さらなる市民力の確保に努めるとともに、予算の拡充を検討していく必要がある。	継続実施予定。	継続実施		
590	教育指導課	学校支援地域本部事業						子どもたちの健やかな成長を願い、市民が一体となって地域に根ざした教育活動を実践するため、小田原市学校支援本部を設置し、11中学校区での活動を推進しながら、学校を支援する取組の定着・発展を図った。	3,496	ボランティア人数(延べ)	66,000	75,528	114.4%	・スクールボランティア活動の推進のため、市には事務局としての役割が求められている。 ・全中学校区で実施を図っており、受益に偏りは無い。 ・子どもたちの学びや成長を支える事業として、その定着が図られてきている。	・コーディネーターの謝金は、通信費をすべて個人負担していただいていることに対する補助費として必要である。 ・すでに各園・各校ともボランティアの募集や登録制が定着してきている。 ・県の補助金継続して活用できる見込みである。	継続実施予定。	継続実施		

家庭教育支援に関連する事業一覧(令和元年度事務事業評価)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的 保護者	対象年齢						事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R1 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性		
				妊 娠 期	0 歳 児	乳 幼 児	未 就 学 児	小 学 校	中 学 校			高 校 生	指標(単位)	R1 目 標	R1 実 績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方 向 性
591	教育指導課	学校運営協議会推進事業								保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することで、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育の実現に取り組む。 平成30年度は新たに小学校8校に学校運営協議会を導入・設置したことにより、設置校が17校となった。	3,601	学校運営協議会設置校	8	8	100.0%	学校運営協議会を通して、地域の特性や声をふまえた画っこ運営を図り、地域とともにある学校づくりを目指すことから市の事業実施が妥当である。	学校と地域が情報を共有するようになり、地域と連携した取組が組織的に実施できるようになってきた。 学校に対する保護者や地域の理解が深まるとともに、何より教職員の地域を意識して教育課程を進めていくことが重要であるという意識が高まってきた。	令和元年度末までに、全小学校25校に学校運営協議会を導入・設置する。	継続実施	
592	教育指導課	防災教育事業								学校防災アドバイザーの派遣と防災教育パンフレットの配布 【目的】 自分で自分の命を守るための思考力・判断力や行動力と、災害時における地域の支援者として行動しようとする意欲や実行力を育てるため、防災や安全についての児童・生徒の学びを深める取組を推進する。 【実施内容】 H30は、幼稚園1園、小学校3校、中学校1校に学校防災アドバイザーを派遣した。 また、小学校1・3・5年生、中学校1年生に防災教育用パンフレットと、効果的な活用のための活用ガイドを配付した。	381	学校防災アドバイザー派遣校数	5	5	100.0%	地域の特性や児童・生徒の実態に応じた防災教育を推進するために市の事業実施が妥当である。 児童生徒及び教職員の防災意識と防災に関する実践力の向上につながっており、今後も一層の向上をめざす。	防災アドバイザーの派遣については、これまでの事業継続により全ての中学校区において、1校園の実施ができています。 防災アドバイザー派遣校では、「南海トラフ地震に関する情報(臨時)」に対応した防災対策マニュアルへの改定がはかられている。	継続実施予定。	継続実施	
593	教育指導課	支援教育事業								市立小・中学校の特別支援学級及び通常の学級に在籍するさまざまな課題をもつ児童生徒に対して、適切な指導を行うため、教員の補助者として、小・中学校に個別支援員を配置する。また、特別な教育的配慮を必要とする児童生徒への支援について、関連機関と連携するとともに、高度な知識や技能を持った専門家である医師や臨床心理士、作業療法士、理学療法士、個別指導員等、支援教育相談支援チームの構成員を個々の事例に応じて学校に派遣し、支援の仕方について助言・指導を実施した。	124,169	支援教育相談支援チーム巡回相談派遣回数	40	24	60.0%	様々な課題を抱えた児童生徒は年々増加傾向にあり、市の関与は必要である。特に、個別支援員の配置によって、きめ細かな対応が行われているが、これまで以上に一人一人の教育的ニーズに合わせた対応が必要である。インクルーシブ教育の推進のためにも、基礎的な環境整備や合理的配慮の提供としての、個別支援員配置や支援チームの派遣は必須である。	個別支援員については、県の最低賃金(時給990円)で雇用をしている。また、作業療法士、理学療法士については、国際医療福祉大学との連携により、無償で各校の相談に応じていただいている。また、従来2年生に配置していたスタディサポートスタッフを通常の学級対応の個別支援員として再編し、より柔軟な対応が可能となるようにした。	特別支援学級に在籍児童生徒が増加していることに加え、通常の学級に在籍する児童生徒の教育的ニーズに十分に対応し、インクルーシブ教育を推進するために、個別支援員の配置は欠かせないことから、更なる予算措置が必要である。	見直し・改善	
594	教育指導課	特別支援相談・通級指導教室充実事業	○							小田原市の支援教育あり方、内容・指導方法の改善、条件整備等について話し合うために、特別支援教育推進会議を年2回開催する。また、幼・小・中学校に在籍する、様々な課題をもつ児童生徒や保護者及び教員を対象に相談を受けるため特別支援教育相談室「あおぞら」を運営するとともに、コミュニケーションやことばの課題に対する適切な指導や支援をおこなうために、通級指導教室を運営する。さらに、教育的ニーズのある児童生徒に対し、学校生活において適切な支援や環境について検討するために就学支援委員会を含めた就学相談を実施した。	9,756	通級を希望する児童の入級実績(%)	100	100	100.0%	様々な課題を抱えた児童生徒は、年々増加し、その背景は複雑化している。学校と直結した児童生徒に関わるものであるため、担当課が他機関と連携し、一人一人に必要な支援や環境について検討していく必要がある。また、多様性を認め合う社会をつくっていくためにも、市が関与し相談体制を充実させる必要がある。	相談内容の複雑化や教育的ニーズの多様化に伴い、相談に伴う検査費用の見直し、通級指導教室の充実、さらに総合的な相談体制のあり方について、検討した。	相談件数の増加や相談内容の複雑化に対応するため、専門的な人材の確保や関係機関との連携支援体制の整備を検討する。また、通級指導教室における指導力を向上させるために、研修会や学習会を開催する。	見直し・改善	
595	教育指導課	日本語指導協力者派遣事業								外国につながる児童・生徒に対する日本語指導等において、教員の支援を行う協力者を必要に応じて定期的に派遣することで、適切な学校教育の機会を図る。 【目的】 日本語指導を必要とする児童生徒が、学習面や生活面において支援を受けることによって、安心して学校生活を送ることができる体制づくりを進める。 【内容】 小・中学校に日本語指導等協力者を派遣し、支援を必要とする児童生徒に対して日本語指導を行った。	1,422	日本語指導等協力者派遣回数(回)	940	749	79.7%	日本語の理解が十分ではない、外国につながる児童生徒へを支援する国や県の事業の実施がない現状では、市で指導員を派遣する必要がある。指導員を定期的に派遣し個々の状況に応じた支援により、児童生徒の生活面や学習面での不安の減少、学校生活への意欲の向上につなげることができている。継続的に支援を希望する学校が多いことから、成果が概ね得られていると判断される。	日本語指導等協力者を対象とした連絡会で、外部機関の職員を講師として招き、神奈川県との外国につながる児童生徒に関する教育相談の状況の情報提供、指導で活用できる教材の紹介等をおこなった。	様々な母語に対応できるよう日本語指導等協力者の増員や児童生徒一人あたり派遣回数を増やすための予算措置を検討する。	見直し・改善	



家庭教育支援に関連する事業一覧(令和元年度事務事業評価)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的保護者	対象年齢						事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R1 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性		
				妊 娠 期	0 歳 児	乳 幼 児	未 就 学 児	小 学 校	中 学 校			高 校 生	指標(単位)	R1 目 標	R1 実 績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方 向 性
596	教育指導課	登校支援事業	○							26,521	小田原市児童生徒の不登校出現率(%)※複数指標であるべき事業であるため、統一的基準による判定の対象外	0.39	2.78	小1.27 中4.69	-	学校では解決が困難である不登校のケースも増加しているため、市としての関与が必要である。教育相談指導学級での活動を通して自己肯定感やコミュニケーション力を身につけることで、在籍校への復帰や高校進学へつなげることができている。また、家庭から外へ出ることが難しい状況の児童生徒に対しても継続した支援が可能となる。	教育相談指導学級において、受け入れの対象を広げた経緯もあり、様々な利用の仕方が増えつつある。	小84名⇒94名、中153名⇒222名と不登校者数は増加。不登校の傾向として、その要因の多様化・複雑化と低年齢化が挙げられる。また、前年度からの継続者よりも新規の不登校者数が増加している。より早期に適切な見取りと支援の検討を行うために専門的な人材の確保や関係機関との連携支援体制の充実を図る。また、教育相談指導学級等、学校以外の学びの場について検討する必要がある。	見直し・改善	
597	教育指導課	いじめ防止対策推進事業	○							1,930	-	-	-	-	いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした「小田原市いじめ防止基本方針」に基づき、学校が行ういじめ防止対策を支援するとともに、「小田原市いじめ問題対策連絡会」を開催し、家庭、地域および関係機関との更なる連携を図っている。また、「小田原市いじめ防止対策調査会」においては、医師、弁護士、臨床心理士、学識経験者、社会福祉士により、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処のために講ずる対策の実効性の向上、重大事態が発生した場合の調査審議を行っている。	いじめの認知について、周知をすすめてきた結果、学校はいじめを積極的に認知していこうという考え方に変わってきている。	継続実施予定。	継続実施		
598	教育指導課	生徒指導員派遣事業								12,317	生徒指導員の派遣人数	5	5	100.0%	生徒指導上の問題への対応を主とした人員の配置は、本市の生徒の学校生活の安定につながっている。、生徒指導員と教職員とが連携し、生徒指導上の問題の把握や抑止等について、よりきめ細かく組織的に対応することが可能となっている。	予算上、市内全校への配置はできないため、各校の生徒指導上の課題を把握し、必要度を鑑みて、配置校を決定している。全中学校への派遣ではないが、配置校にその成果が偏るという考え方ではなく、市全体の生徒指導体制の充実のための配置と考えている。	継続実施予定。	継続実施		
599	教育指導課	教育相談事業								11,008	相談回数(回)	3,000	2,012	67.1%	様々な問題を抱えた児童生徒、保護者は増加している傾向にあり、市の関与は必要である。特に、不登校児童生徒の出現率が増加しており、教育相談の充実が求められる。・学校や関係機関と連携する中で、不登校に悩む児童生徒を学校生活への復帰や教育相談指導学級への通級につなげることができている。継続的な支援は、児童生徒やその保護者の支えとなっている。	相談者に寄り添い、きめ細かに対応できるよう心がけている。	相談件数の増加や相談内容の複雑化に対応するため、専門的な人材の確保について検討する。また、関係機関との連携により、不登校の要因が複雑なケースにおいては、関係機関との連携をよりスムーズに行い、幼～中学校卒業後においても、一貫した継続的な支援が行えるよう、来年度開設の教育支援センターにおいて、支援体制の整備を行う。	継続実施		
600	教育指導課	ハートカウンセラー相談員派遣事業								910	相談件数(件)	1,300	904	69.5%	ハートカウンセラーは、小学校において、児童や保護者にとって身近な第三者的な相談員であり、きめ細かく児童の様子を把握することができている。相談件数も増加傾向にある。	相談室での相談だけでなく、昼休みや給食時の何気ない会話からの見とれをするなど、ハートカウンセラーが積極的に児童の中に入って相談活動を行うことにつながっている。	相談件数の増加や相談内容の複雑化に対応するため、関係機関との連携がよりスムーズに行えるようにする。本事業については、令和元年度末で廃止。児童の様子をより専門的な立場からみとり、支援に活かしていくことができるような人材の確保等を検討していく。	見直し・改善		
601	教育指導課	小学校児童就学支援事業	○							118,284	-	-	-	-	小学校の就学支援を目的に保護者等の経済的負担の軽減と教育の機会均等を図るための就学援助制度のほか、特別支援教育就学奨励費、児童生徒付添交通費補助金及び遠距離通学費補助金等を実施した。	特別支援教育就学奨励費…所得の判定のために課税証明書の提出を必須としていたが、保護者から税情報を閲覧する旨の同意をもらうことで、証明書の提出を不要とすることで、事務を簡素化した。(平成28年度検討、実施は平成29年度)就学援助制度…就学援助システムを導入したことにより、事務量の削減を図った。	特別支援教育就学奨励費及び就学援助制度…国の示す支給科目の単価増減に連動して、市も実施する予定。小学校入学前の前倒し支給を検討していく。	継続実施		

家庭教育支援に関連する事業一覧(令和元年度事務事業評価)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的 保護者	対象年齢						事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R1 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
				妊 娠 期	0 歳 児	乳 幼 児	未 就 学 児	小 学 校	中 学 校			高 校 生	指標(単位)	R1 目 標	R1 実 績	達 成 割 合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、目 的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開
602	教育指導課	中学校生徒就学支援事業	○							74,163	-	-	-	-		特別支援教育就学奨励費…所得の判定のために課税証明書の提出を必須としていたが、保護者から税情報を閲覧する旨の同意をもらうことで、証明書の提出を不要とすることで、事務を簡素化した。(平成28年度検討、実施は平成29年度)就学援助制度…就学援助システムを導入したことにより、事務量の削減を図った。片浦中学校の統合に伴う通学費補助金…令和5年度末で終了。	特別支援教育就学奨励費及び就学援助制度…国の示す支給科目の単価増減に連動して、市も実施する予定。	継続実施	
603	教育指導課	高等学校等奨学金事業							平成22年度から、国において公立高等学校授業料が原則無償化となったが、実際には制服、教科書代等の負担で進学を諦めざるを得ない家庭を支援することを目的に、市内に住所を有し、高等学校等に在学する者を対象に奨学金を年額40,000円(授業料以外の教科書・教材等学資分)を、奨学金として支給した。(小田原市奨学金基金を財源とする。75人募集、所得要件、成績要件有。)	2,480	奨学金支給者数	50	62	124.0%	小田原市奨学金基金を活用しており、経済的な理由により進学を諦めざるを得ない生徒を救済するためには有効である。	支給額を30,000円から40,000円に増額した。文科省が実施する子どもの学習費調査結果が公立市立共に40,000円を上回ったため対応した。また、他の奨学金と併用可とした。奨学金の目的、金額などが多種多様であり複数の奨学金制度を併用することが更なる負担軽減に繋がると考えたため。	継続実施予定。	継続実施	
604	教育指導課	公立幼稚園教育推進事業							幼稚園教育を向上を目的に、介助を要する園児を支援するための介助教諭など各園に臨時職員の配置、酒匂幼稚園及び下中幼稚園での延長保育の実施、発達障がい児等の支援の方向性等を幼稚園教諭に助言するための臨床心理士等の専門家の派遣、教員の資質向上等を図るための研究事業を実施した。これにより、就学前教育の充実は図られたが、今後は、保育所及び小学校とも連携し、運営形態を含めた在り方を検討していく。	30,102	介助教諭等配置数	26	30	115.4%	幼児教育の充実を図り、質の向上に努めていく必要があることから、市が関与して実施するべきである。	副園長不在の園が2園あり、必要最低限の人員で運営しているが、質の高い保育を提供する上でも適正な職員数について検討する必要があると考える。	継続実施予定。	継続実施	

資料2-2

事務 事業 No.	事業名	子ども・ 子育て支援 事業計画	義務的	保護者	対象年齢						所属名	
					妊娠期	0歳児	乳幼児	未就学児	小学校	中学校		高校生
<b>【文化部】</b>												
95	家庭教育学級事業	○										生涯学習課
96	PTA研修事業											生涯学習課
99	尊徳顕彰事業							4～6年生				生涯学習課
110	尊徳学習推進事業	○										生涯学習課
136	子どもの読書活動推進事業	○										図書館
141	スポーツ観戦提供事業											スポーツ課

<b>【福祉健康部】</b>												
309	地域自殺対策強化事業		○									健康づくり課
310	食育実践活動事業	○										健康づくり課
316	小児深夜救急医療事業	○										健康づくり課
320	乳児家庭全戸訪問事業	○	○									健康づくり課
321	妊婦健康診査事業	○	○									健康づくり課
322	乳幼児健康診査事業	○	○									健康づくり課
323	育児相談事業	○										健康づくり課
324	母子訪問指導事業	○	○									健康づくり課
325	子育て世代包括支援センター運営事業	○	○									健康づくり課
326	母子健康教育事業	○	○									健康づくり課

<b>【子ども・青少年部】</b>												
329	ファミリー・サポート・センター管理運営事業	○										子育て政策課
330	子育て支援フェスティバル開催事業	○										子育て政策課
331	地域子育てひろば事業	○										子育て政策課
332	児童遊園地管理補助事業	○										子育て政策課
333	子育てマップ発行事業	○										子育て政策課
334	養育支援家庭訪問事業	○										子育て政策課
335	児童相談事業	○	○									子育て政策課 ↓ 子ども青少年支援課
336	児童扶養手当支給事業	○	○									子育て政策課
337	母子家庭等自立支援事業	○										子育て政策課
338	児童手当支給事業	○	○									子育て政策課
339	子育て支援拠点管理運営事業	○										子育て政策課
340	児童プラザ管理運営事業	○										子育て政策課
341	小児医療費助成事業	○										子育て政策課
342	ひとり親家庭等医療費助成事業	○										子育て政策課
343	未熟児養育医療費助成事業	○	○									子育て政策課
344	市障害児通園施設「つくしんぼ教室」運営事業	○										子育て政策課 ↓ 子ども青少年支援課
345	保育所等訪問支援事業											子育て政策課 ↓ 子ども青少年支援課
346	早期発達支援事業											子育て政策課 ↓ 子ども青少年支援課
347	おだわら子ども若者教育支援センター整備事業（新規）	○										子育て政策課 子ども青少年支援課 教育指導課
348	公立保育所管理運営事業	○										保育課
349	民間施設等運営費補助事業	○										保育課
351	多様な保育推進補助事業											保育課
352	認可外保育施設支援事業	○										保育課
353	教育・保育の提供体制推進事業											保育課
354	私立幼稚園教育支援事業	○										保育課
355	就学前教育・保育充実事業（新規）	○										保育課・ 教育指導課

家庭教育の支援に関連する事業の対象区分表

事務 事業 No.	事業名	子ども・ 子育て支援 事業計画	義務的	保護者	対象年齢						所属名	
					妊娠期	0歳児	乳幼児	未就学児	小学校	中学校		高校生
356	プレイパーク事業	○										青少年課
357	子ども会支援事業	○										青少年課
358	地区健全育成組織支援事業	○										青少年課
359	青少年育成推進員支援・活用事業	○										青少年課
360	地域の見守り拠点づくり事業	○										青少年課
361	情報発信支援事業	○										青少年課
362	青少年環境浄化団体等支援事業	○										青少年課
363	街頭指導活動等充実事業	○										青少年課
364	青少年と育成者のつどい開催事業											青少年課
367	指導者養成研修・派遣事業	○										青少年課
368	青少年リーダー育成事業											青少年課
369	体験学習事業	○										青少年課
370	相談及び自立支援充実事業											青少年課 ↓ 子ども青少年支援課
371	青少年相談センター管理運営事業	○										青少年課

【教育部】

563	放課後児童健全育成事業	○										教育総務課
564	放課後子ども教室推進事業	○										教育総務課
565	学校教材整備・管理事業（小学校）											教育総務課
566	学校教材整備・管理事業（中学校）											教育総務課
567	教材等整備・管理事業（幼稚園）											教育総務課
568	食育啓発事業	○										学校安全課
569	健康診断事業	○										学校安全課
570	保健教育事業											学校安全課
571	学校災害給付事業	○										学校安全課
572	学校給食事業											学校安全課
573	学校施設維持・管理事業（小学校）											学校安全課
574	学校施設維持・管理事業（中学校）											学校安全課
575	施設維持・管理事業（幼稚園）											学校安全課
576	教育ネットワーク整備事業	○										学校安全課
577	校庭・園庭芝生管理事業											学校安全課
578	給食調理施設・設備整備事業											学校安全課
579	学力向上支援事業	○										教育指導課
580	外国語教育推進事業	○										教育指導課
581	読書活動推進事業	○										教育指導課
582	人権教育事業	○										教育指導課
583	情操教育充実事業											教育指導課
584	体力・運動能力向上事業											教育指導課
585	部活動活性化事業											教育指導課
586	共同研究事業											教育指導課
587	二宮尊徳学習事業	○										教育指導課
588	郷土学習推進事業											教育指導課
589	特色ある学校づくり推進事業	○										教育指導課
590	学校支援地域本部事業	○										教育指導課
591	学校運営協議会推進事業											教育指導課
592	防災教育事業											教育指導課
593	支援教育事業	○										教育指導課
594	特別支援相談・通級指導教室充実事業											教育指導課
595	日本語指導協力者派遣事業	○										教育指導課
596	登校支援事業	○										教育指導課
597	いじめ防止対策推進事業											教育指導課
598	生徒指導員派遣事業											教育指導課
599	教育相談事業	○										教育指導課
600	ハートカウンセラー相談員派遣事業											教育指導課
601	小学校児童就学支援事業											教育指導課
602	中学校生徒就学支援事業											教育指導課
603	高等学校等奨学金事業											教育指導課
604	公立幼稚園教育推進事業											教育指導課

総合教育会議の今後のテーマについて（案）

令和2年度	①	R2. 7.17	教育関連の市長の政策 （市長講話・意見交換）		
	②	R2.11.13	家庭教育支援 （アドバイザー講義・意見交換）		
	③	R3. 2月	家庭教育支援 （意見交換）		
令和3年度	①	R3. 7月	教育大綱の改定	● 教育大綱 改定検討	
	②	R3.10月	教育大綱の改定		
	③	R4. 2月	教育大綱の改定（素案完成） 学校教育振興基本計画の改定	● 新教育大綱 素案完成	● 振興基本計画 改定 有識者会議
令和4年度	① ② ③	未定	学校教育振興基本計画の改定 （教育大綱素案の修正）	● 新教育大綱 完成	● 新振興基本計画 完成
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">一 本 化</div> （期間：令和5～9年度）				